

令和元年6月4日

1. 出席議員

1番	中島	信二	11番	萩尾	洋
2番	高山	正信	12番	服部	良一
3番	青木	勉	13番	大坪	久美子
4番	川口	堅志	14番	寺尾	高良
5番	橋本	正敏	15番	栗原	吉平
6番	田中	栄一	16番	三角	真弓
7番	堤	康幸	17番	森	茂生
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

18番	栗山	徹雄	21番	松崎	辰義
-----	----	----	-----	----	----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂井	明子
事務局参事兼次長	秋山	勲
主 任	信國	美保子
書 記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	松尾	一秋
健	康	白坂	正彦
建	設	松延	久良
教	育	井手	勇一
総	務	野田	勝広
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
防	災	古家	浩
企	画	馬場	浩義
地	域	平	武文
福	祉	栗山	哲也
健	康	橋爪	美栄子
介	護	橋本	妙子
農	業	原	信也
学	校	中島	賢二

議事日程第3号

令和元年6月4日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 森 茂 生 議員
- 2 堤 康 幸 議員
- 3 牛 島 孝 之 議員
- 4 三 角 真 弓 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

おはようございます。一般質問2日目でございます。本日もよろしくお願いたします。お知らせいたします。牛島孝之議員、三角真弓議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

おはようございます。17番森茂生でございます。最後まで御清聴よろしくお願いたします。まず最初に、投票率向上について質問を行います。

毎日新聞によりますと、「21日投開票された統一地方選後半戦の70市区長選のうち、40市区で最低投票率を更新した。」「7日投開票された前半戦の政令市長・市議選と道府県議選の平均投票率も過去最低を更新しており、今回も多く市区で、投票率の下落が相次いだ。」という報道が行われております。八女市での投票率の現状と投票率を上げる手だては

何か考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2番目に、しょうがい者支援についてお尋ねします。

障害者総合支援法に定められましたしょうがいのある方の働くことをサポートする就労移行支援と就労継続支援の2つの枠組みがありますが、就労移行支援は、一般企業への就職を目指すしょうがいのある方を対象にしております。就労継続支援は、しょうがい者に就労の機会を提供するとともに、必要な訓練を行うこととされており、雇用契約を結び利用するA型と雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類があります。八女市において平成29年度決算では移行支援費として35,000千円、継続支援A型給付として137,000千円、継続支援B型給付として317,000千円、合計の489,000千円が支出されております。これらの給付が本当にしょうがいを持つ人のために有効に使われているのか疑問が残ります。例えば、A型作業所の場合、制度が創設されましたのは2006年ですけれども、2007年に全国で148カ所だった事業所が、10年後の2016年には3,455カ所と20倍以上にも広がっております。このように急激にふえた背景には、しょうがい者福祉を規制緩和して営利を目的とする株式会社に参加を認めたためであります。現在、営利法人の運営する事業所が全国で約2,000カ所、全体の60%近くになっております。条件整備をすることなしにしょうがい者福祉をビジネスとしたために各地でもろもろの問題が起きております。八女市のしょうがい者支援の現状と課題についてどのように考えられているのか、お伺いします。

3番目に、八女市が発行する障害者控除対象者認定申請書の発行がどのように行われているのか、お尋ねします。3月議会でも取り上げましたけれども、再度お伺いをするところがあります。

詳細につきましては質問席にてお伺いしますので、よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、最後までよろしくお願いを申し上げます。

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、投票率の向上についてでございます。投票率の現状と投票率を上げるための手だては何か考えているのかという御質問でございます。

衆議院議員総選挙につきましては、平成29年10月22日執行の投票率は56.60%で、平成26年12月14日執行の投票率49.73%と比較すると6.87%の増となっております。市議会議員一般選挙につきましては、平成31年4月21日執行の投票率は59.39%で、平成27年4月26日執行の投票率62.53%と比較すると3.14%の減となっております。

次に、投票率を上げるための手だてにつきまして御説明申し上げます。

若年層の投票率向上の取り組みとして、八女市内の高校に選管が外向いて選挙に関する出前授業を行っているほか、毎年1月の成人式において選挙啓発チラシの配布を行っております。

す。また、選挙前には選管と八女市明るい選挙推進協議会が市内の商業施設において選挙啓発チラシを配布するとともに、FM八女及び「広報やめ」を通じて有権者に投票を呼びかけております。さらに、期日前投票期間中におきましては、八女市予約型乗合タクシーを利用して期日前投票された方の運賃を無料とする取り組みを行っております。今後もこのような取り組みを継続して、投票率の向上を図ってまいります。

次に、しょうがい者支援についてでございます。

まず、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の現状と課題についての御質問でございます。

自立支援給付費、特定求職者雇用開発助成金について、就労移行支援とは、就職するために必要なスキルを身につける職業訓練制度であり、この利用者は訓練による賃金が発生しないこともあり、年々減少傾向にあります。

一方、賃金が発生し、収入を得ることのできる就労継続支援A型及びB型に対するニーズは高い状況が続き、賃金のアップなどの課題があります。本年5月1日現在、市内の就労移行支援事業所は2カ所、就労継続支援A型事業所は4カ所、また、B型事業所は17カ所となっており、就労移行支援の利用者数の減少により、市内における就労移行支援事業所の数も減っています。また、平成30年度の就労移行支援、就労継続支援（A型）及び（B型）に対し、市が支給する自立支援給付費は総額で527,000千円となる見込みですが、ハローワークが支給する特定求職者雇用開発助成金の個別事業所に対する金額につきましては公表されておりません。

最後に、障害者控除対象者認定書についてでございます。

障害者控除対象者認定書の発行はどのように行っているのかという御質問でございます。

高齢者につきましては、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者などのほか、身体障害者に準ずるものとして、市町村の認定を受けている者が障害者控除の対象になるとされています。認定書は、申請を受けて介護保険の要介護度を認定する際の主治医意見書の情報及び申請者の日常生活状況により、対象者が身体障害者に準ずるものに該当されるかを確認し、発行しています。認定書の発行については、「広報やめ」や市のホームページより周知をしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（森 茂生君）

まず最初に、投票率向上についてお伺いしますが、ここに八女市内の25投票所ごとの投票率を出していただきました。八女市内でも相当ばらつきがあるようです。一番低いのが、この前行われました八女市会議員の選挙の場合です。第2投票所、おりなす八女、ここでは47.98%です。一番高いのが矢部公民館82.85%、相当開きがあります。2番目にいいの

が串毛コミュニティセンター76.46%、3番目が大淵73.86%、4番目が星野で72.85%、5番目が白木で72.75%という数字で相当開きがありますし、郡部のほうが全般的に高いという傾向にあるようです。前回から比べて市議員選挙も3.14%減少している。衆議院の場合は伸びているということでしたけれども、冒頭に申し上げましたように、全体的に見ると相当投票率が低下して、この前の市議員選挙でも、久留米とか福岡近辺では45%のような数字が並んでおります。八女はたまたまといきましょうか、59%、約6割の方が投票していただいておりますので、それはそれとして、45%という数字は半分以上、55%の人が投票に行っていないという状況があるわけです。八女市も何らかの対策をとり続けないと、やっぱり自然発生的にはふえない気がするわけです。ですから、何らかの対策はとっていただいているようですけれども、選挙の期間中に小規模な障害者施設、あるいは病院とか、そういうところに不在者投票所として認めていただきたいという要望が私のところに来たわけですが、不在者投票所として指定を受けることができる施設、ここに書いてありますけど、老人ホームとか、障害者支援施設とか、病院とかいうところかと思えますけれども、八女市の場合、不在者投票所の指定を受けることができる施設、指定を受けている施設はどのくらいあるのか、お尋ねします。

○総務課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

まず、不在者投票所として県の選挙管理委員会が指定する箇所といたしましては、病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、そういったところがあるわけでありまして、県が作成しております基準によりますと、病院であれば病床数がおおむね50床以上、その他の施設であれば入所者がおおむね50人という基準が設けられているようでございます。ただし、それらの施設が申請を出された後に、県の選挙管理委員会が施設を調査されますけれども、施設の調査の結果、不在者投票の執行管理上、問題がないと判断される場合はこの限りでないということが書かれてあります。県のほうにも確認をしました結果、その施設が適正に公正な投票を行える体制や環境であるかどうかということが一番重要であるということでありましたので、50人以下の施設でも県の選挙管理委員会が認めれば指定施設となるということでございました。

それと、もう一つの質問で、市内の不在者投票の施設ですけれども、まず、病院につきましてが7カ所、それから、指定老健施設についてが3カ所、それから、指定老人ホームについてが7カ所、合計の17カ所でございます。

○17番（森 茂生君）

ちょっと確認しますが、この17カ所は、いわゆる県が指定する50人、あるいは50床以下の施設が認定されているのが17カ所ということで理解してよろしいのでしょうか。

○総務課長（野田勝広君）

50人以下ということではなくて、通常は50人以上が対象ということでもありますけれども、県が調査をした結果、適切な施設であれば50人以下でも認めますよということでございます。

○17番（森 茂生君）

そしたら、50人以下で認められている施設は何カ所ありますか。

○総務課長（野田勝広君）

ただいまの件数につきましては把握をしておりません。

○17番（森 茂生君）

私のところに来た要望は、小規模だから認めてもらえなかったという要望でした。ですから、先ほど言われますように、県選管が認めれば、これ以下の小規模でも認められる可能性があるわけでしょう。それはどこかというのはわからないわけですか、現在。やっぱりそれは把握をしていて当然かなという気はしますけれども。

○総務課長（野田勝広君）

今現在、指定をしておる施設ですね。先ほど言いました17カ所というのは全て資料を持っておりますけれども、そこそこは今現在何人入所されてあるのかということがちょっと調査をしておりませんでしたので、資料としてはお持ちしておりません。

○17番（森 茂生君）

そしたら、50床、あるいは50人以下の小規模施設でも、県が認めれば投票所として開設できるということだろうと思います。ですから、その場合、その手続はどうすればいいんでしょうか。希望する事業者の方がどこに申し込んで、投票指定を受けるためにどうすればいいのか、具体的方法をお尋ねします。

○総務課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

以前につきましては、地元の選挙管理委員会を通じて県の選挙管理委員会に申請を出していくということでありましたけれども、最近では、当該地元の選挙管理委員会は経由しないで、その施設の方が直接県の選挙管理委員会のほうに届けを出すということになっております。

○17番（森 茂生君）

そうした場合、例えば、そういう希望が八女市の選管に来た場合、県ですので、県のほうに行ってくださいという手続を指導するんですか、その事業者の方に。

○総務課長（野田勝広君）

現在では、そのようにうちのほうから連絡をしております。

○17番（森 茂生君）

要するに、県庁まで行って手続をしなければならないということですかね。

私もそこら辺が曖昧でしたので、よそを調べてみたら、先ほど言われますように、施設が所在する市町村の選挙管理委員会において随時承っております。指定は都道府県の選挙管理委員会が行うために、一定の期間がかかります。これは藤沢市の例ですけれども、結局、窓口でそういう指定投票所を設けたいということがあれば県に行ってくださいということだろうと思います、おたくの対応は。そうすると、県庁まで行って手続ということになるろうかと思えますけれども、以前のように、よそでもしているように、一応八女市が承って、そして県に行ってくださいじゃなくして、一応八女市が承って、そしてから、つないでからやるべきではないのかなと思います。そうしなければ、県庁まで行って手続ということになれば、開設する希望者にとっては負担になるわけです。それぐらいのサービスは八女市も当然するべきではないのかなという気がします。そこら辺どうお考えですかね。投票率を上げるために、やっぱりそういう要望があれば積極的に受け入れて、そして県につながれば、それで事は済む。あとは県が判断するわけですので、そこら辺がどうも腑に落ちないわけです。ですから、八女市が以前のようにそうしていたなら、八女市に開設したいという要望があれば、はい、わかりました、県につながりますということで対応ができないものか、そこら辺の考え方をお尋ねします。

○総務課長（野田勝広君）

先ほど申しました方針につきましては、県の選挙管理委員会が一応決定をしたところでありまして、福岡県におきましては、そういうやり方をしているということでございますけれども、例えば、施設の方が八女市の選挙管理委員会のほうを経由してそういった書類のやりとりをするということであれば、そこはうちのほうもやぶさかではないと思っております。

ただ、一番重要なことは、その施設で選挙をするに当たって、そういった適正な選挙の執行体制がとれるのかどうかということをお尋ねしたいところであると思っておりますので、そういった話を直接施設の方から県はお尋ねをされたいということではないかと思っておりますので、その辺については直接施設の方が県のほうに説明をしていただかないと、うちのほうでは対応ができないかなと思っております。

○17番（森 茂生君）

ですから、適切に執行ができるかどうか県の選管が把握するわけでしょう。ですから、後のことは県の選管に任せて、その手続上は八女市が一応受け取って、こういう話がありますので、そのつなぎぐらひはできそうなものと思うんですよ。そして、あとは県の選管が来て公平に判断すれば、それで事は済みますので、ぜひその受け付けだけはですね。今までどおりでしたら、県に行ってくださいということで、住民からすれば、えらい対応が不親切だなという受け取れ方をするはずですよ。ですから、よその県でも実際やっているわけです。

ので、そのように一回は八女市でちゃんと承って、そして県につなぐというシステム、それをぜひやっていただきたい。そうされるかどうか、再度お尋ねします。

○総務課長（野田勝広君）

申請が出て、それを県のほうに進達といいますか、こういう申請が出ていますということのうちを經由することについては、これから先はできるのではないかと考えております。

○17番（森 茂生君）

ひとつよろしく申し上げます。

時間の関係上、次に行きます。

先ほど言われましたけれども、市内で527,000千円が予定をされているということです。先ほど市内の事業所のことを言われましたけれども、これは昨年資料ですが、A型で107人、B型で260の方が通所といいたいまいしょうか、利用されておりますけれども、これは利用されているのは八女市以外のほうが多いわけですよ。今、八女市だけを言われましたけれども、筑後市、広川町、久留米市、その他の県内が3カ所、県外が3カ所あります。ですから、八女市在住のしょうがい者が通っている施設は八女市だけを言われましたけれども、八女市以外に、八女市は3分の1ぐらいです。あと3分の2はよそに行かれていますので、そこら辺のところも把握した上でやっていただきたいなと考えております。

先ほど企業が非常に多いということを言いましたけれども、八女市の方が利用されている施設、全部で61施設あるようですけれども、営利企業、株式会社、あるいは合資会社とかいろいろあるようですけれども、いわゆる営利企業が運営をしている施設がどれくらいあるのか、大枠でいいんですけれども、お尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

八女市に在住される方が福祉サービスで営利企業をどれくらい使っているかということですが、議員のほうにお渡しした資料に区分を書いておりますけれども、これを見ますと、およそ半分ほどは営利企業ではないかなということでお示ししているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

全国的に見ても約6割が営利法人、福岡県の場合、事業者数、A型ですけれども、1位が愛知県、これは平成28年度統計ですので、ちょっとずれが生じるかもしれませんが、1位が愛知県で230カ所、2位が福岡県で225カ所あるようです。東京で93カ所ですので、東京の倍近く福岡はあるということです。佐賀が33カ所、長崎が53カ所、埼玉が67カ所、神奈

川県が71カ所ですので、福岡県はずば抜けてこのA型が多くできております。県のホームページで見ますと、平成19年度にA型事業所が12カ所でした。それが10年後、平成29年度には258カ所、A型の場合、ちょうど全国平均のように20倍以上になっています。そして、B型が62カ所が平成29年度は464カ所、7.4倍、大体全国平均並みに福岡県はばっとふえているというのが言えるかと思えます。

そして、先ほど言われますように、半分かそこらが営利企業が運営を行っている。一律に営利企業だからだめだと言うつもりはありませんけれども、営利企業はもうけるためにやるわけですので、どうしてもその傾向は強くなるような気がして私は心配しているわけです。

A型を言うつもりでしたけど、B型をちょっとだけ言わせてもらいますけれども、B型の場合、平均賃金が12千円から15千円程度みたいです。これは一月ですよ、一月の賃金。ある人のをコピーしてきました。ことしの5月分ですけれども、この人は、職能給、施設外就労、満勤手当、合わせて15,800円の賃金を得ておられます、これはB型ですけれども。満勤手当3千円ついていますが、これは1日でも欠ければ支給されないということで、大体ここは全国平均のようです。これに今度は給食費が6,720円引かれていますので、この人が一月働いた分は9,080円ということになります。もちろん給食代を引いたんですけれども、引かないと15,800円、10千円から15千円の間と見ていいかと思えます。

一方、この人に八女市から支給されている訓練給付費、これが一月に187,420円、これは資料をコピーしてもらいましたけれども、1人の方に一月に187千円支給されています。実質この人が賃金をもらうのは15千円程度ということで、B型ですので、最低賃金とかなんとかの縛りはありませんので、おおむね全国的にこのような状況ですけれども、八女市の場合、賃金、これは全国平均10千円から15千円、20千円の間、おおむねですけれども、一番低い事業所は把握されておりますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

B型事業所での賃金が一番低い事業所はどこかということのお尋ねかと思えますが、私どもで今把握はできておりません。申しわけありません。

○17番（森 茂生君）

先ほど言いますように、八女市から多額のお金が出ていっているわけです。ですから、そこら辺のところは大体どのようになっているかはある程度私はつかむべきだろうと思えます。

実は県のホームページにびしゃっと出ています。ここに出ています。県のホームページ、一番低いのは、これは名前まで出ていますが、名前はちょっと伏せますけれども、5千円が一番低いみたいです。ただし、空白のところは何カ所かあります。これはそういうのが出ていないから空白になっているんだろうと思えます。だからお尋ねしたわけです。一月

働いて5千円ですよ。県のホームページを丹念に見ますと、5千円どころか、1,568円という千円台が何カ所も出てきます。2千円台もいっぱい出てきます。県内ですよ。

先ほど言いますように、恐らく187千円出ていますので、相当行っているけれども、そこに払われている賃金はほんのわずかということになりますけれども、国がこのように言うております。3千円を下回っている就労施設Bに対しては、法に基づいた勧告命令措置をとることが必要であると言っております。ですから、これは空白のところは何カ所かありますけれども、やっぱりそういうところはちょっと調べていただいて、表面に出てくるのは5千円です。ですけど、もしかすると、その空白のところはそういう事業所かもしれません。ですから、そういうところはきちっと調べられて、合わせれば5億円からお金が行っているわけですので、まして地元にあるわけです。県は恐らく手がかぶらんはずですよ。ですから、市町村が中心になって最近はやりなさいという指導があっているわけですので、もう少しそこは把握されて、きちっとした適正な補助金運営ができるようにぜひしていただきたいと思えます。その点についてどうされるのか、お尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

森議員御指摘のB型事業所で賃金が低いところ、こちらがホームページに出ているということで大変恐縮しました。3千円以下のところがあるようであれば、私ども確認をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○17番（森 茂生君）

もう一点お尋ねしますが、この方は24単位、24日ということだろうと思えますけれども、それによって1日幾らという格好で八女市から支払われております。もしですよ、これは24日ですけれども、20日しか行っていないのに24日という請求が来た場合、把握できるのかできないのか、お尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

実際に20日しか行っていないのに24日の請求が事業所から来たからということでございますが、一月おくれになりますけれども、自立支援給付費のお支払いについては、国保連合会を通して請求が来ることになっています。そこで、国保連合会が、八女市がもし20日しか認定していないのに24日の請求が来た場合、そういった場合については、その日数が違うということで国保連のほうから指摘がありますので、そこを確認するような作業が出てきます。それをエラーチェックと申しますが、そういった作業をすることで、実際に八女市の認定と違う就労日数が出た場合には把握できることになっています。

○17番（森 茂生君）

いいえ、私が言っているのはそうじゃなくして、向こうが何日この人は利用されましたよという請求が来るかと思えます。そのときに期日が間違っていた場合、把握はできますかということです。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えをいたします。

サービスを利用される場合に、サービスを計画される事業所の方がいらっしゃって、その方がしょうがいのある方とサービスを何に使うかとかという話をするんですが、そういった面会の折に、日数が多いという請求が来た場合とかは、そのサービスをつくられる事業所さんとしょうがいのある方との面談の折に日数の食い違いとかが出た場合は、そこで把握できるのかなと思っています。

○17番（森 茂生君）

いいえ、そうじゃない。ちょっと時間の関係上、飛ばしますけれども、実は私のところに、こういうことがあっていいのかと盛んに言ってくる人がおられます。その方は善意でしょうがい者の方をお世話されているんですけども、貯金通帳とか、いろんなものまでその人が管理してやっておられるようですけども、しょっちゅう休んだのに、大概満勤のようなことでちゃんと貯金通帳に振り込まれるということがあると。ですから、おまえ何とかしろと私に言われますけれども、どうも向こうの請求に基づいて支払うわけでしょう。ですから、ちょっと言や、向こうがごまかしをした場合、はっきりその時点でわかるかという、それはサービスを決めるときいろいろやりますよ。それはそれでいいんですけども、実際の請求は、例えばさっき言いますように、しょっちゅう休みよつとに、満勤の状態です請求が来ている。本人にも支払われているんだらうと思えます。そういう場合、把握できますかとお尋ねしているんです。まあ、いいです。ですから、以前にもそういった事案があったと私聞いています。健康福祉部長、そういう事案、八女市に実際ありましたか。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

森議員の御質問にお答えいたします。

これまでにそういった事案があったかということでした。これは私がしょうがい者福祉の係長をしていたときではございましたけど、ある方から、自分は就労の日にちが実際もらわれている部分と違っているという事案がありました。実際行った日と振り込まれた日数の分の差があったということで、そういった情報を受けたことがありましたので、その部分について、県と協議をしながら、県のほうにおいて調査をしていただいたという事例がございます。そのときには不正ということではなくて、不適切な請求であったということで返還という事務処理をしていた経過がございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

どうしてもしょうがい者の方が、例えば、お金の管理ができなかったり、弱い立場ですの
で、五分と五分に話せないもんだから、例えば、この人の場合、こういう明細がちゃんと出
ているからきちっとわかるんですけれども、こういうのを取ってくださいと私お尋ねしたら、
その施設では、これは私が預かっておくねと言ってから、印鑑から何から事業所の方が預
かって、なかなか本人に渡さんそうですよ。ですから、実態として絶対わからんわけですよ。
そういうことがありますので、私が調査に行くわけにまいませんので、そういう事案も私
のところにはしょっちゅう言うてくる人が実際おらっしゃるわけですよ、おかしいと。私も引
き続きそういう資料なんかが入るようにしますけれども、そういう事案が現に私はある
と思います。ですから、そういう点よろしく願います。

A型を中心にやろうと思っていましたけれども、A型の問題ですけれども、一番問題にな
るのが、結局、その人に払う賃金、これは最低賃金、A型は出ますので、その人に払う賃金
とこちらから支払う補助金、何というんですか、助成金なり、八女市が払うそのお金との誤
差、それがとんとんならまあいいほうで、助成金、あるいは八女市から来るお金によって賃
金を払って運営を行うというのが今までずっと行われてきている傾向があります。ですから、
最近厳しくなったということを知っておりますけれども、実際に県のほうは恐らく相当厳し
く最近指導しているかと思えます。そこら辺の実態を少しお尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

A型事業所に対する県の指導ということかと思いますが、県のほうから通知がここ二、三
年出ておまして、平成29年にはA型事業所における適正な運営に向けた指定基準の見直し
に関する取扱いと、それから、平成30年3月2日付でも同じように、それを後押しするよう
な通知が出ております。

内容といたしましては、森議員おっしゃるように、収益が上がり過ぎているような事業所
も実態であったということがあるみたいでございまして、平成29年の通知によりますと、そ
こで働いた方々が労働された事業収入、それから、必要な経費を引いた金額、こちらが実際
にそこで働かれるしょうがいのある方の賃金、最低賃金掛ける日数を掛けますが、その賃金
を上回らなければならないと、そういう指導をしております。すぐにそういう改善というの
はできないような事業所も多数ありますので、経過措置を設けて、その改善指導に努めてい
るということで県の通知があつているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

最近、非常に厳しく指導が行われて、八女市から給付される金額から利用者の賃金を支

払ってはだめですよ。しかし、これが企業は営利ですので、そう言われたからといってころっと次から収益が上がるというわけにもまいりませんので、ここの調べによると、9割以上は障害者給与を超える給付を行政から受け取っているというのが今なおあります。実際、まだ過渡期ですので、余り厳しくやると恐らく潰れてしまうんだらうと思います。ですから、厳しくはやりながら、過渡期として徐々にハードルを高めているというのが現状かと思います。

しかし、その中をきちっと把握していないといろんな問題が行われております。就労支援事業別事業活動明細書により収益と費用の比率を確認すること、最低賃金を払うことが可能な事業であるかどうかを判断しなさいという通知が恐らく来ているかと思います。その就労支援事業別事業活動明細書というのでその経営内容は確認できるかと思います。そこら辺どうなっているのか、確認されているのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

森議員の質問で、就労支援活動に係ります明細書の分について確認をしているかということでございます。このことについてお答えさせていただきます。

この事業活動明細につきましては、事業所が認定をしました福岡県に対して提出するものがございますので、そちらの県のほうの情報として提出されていますので、私ども今のところその分については認識、承知しておりません。

なお、先ほどから言われていますように、A型事業所に対しての規制と申しますか、経営状況を把握するに当たっては、先ほど言われます事業活動明細及び経営改善計画書の提出がそれぞれ求められておりますので、そういった内容で福岡県のほうで確認をされているものと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ということは、八女市ではそういうのは把握できないということのように聞こえます。県から何か言ってこないことにはわからないというのでは私はおかしいかなと思います。最近、サービス関係については、一番身近な市町村がやりなさいとなってきているかと思えます。認可するのは当然県ですので、それはそれでいいんですけども、日常的なサービス、いろんな問題は一番身近な市町村がやりなさいとなっているんじゃないですか、確認しますけど。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

市町村の役割についてという御質問ですので、お答えいたします。

やはり高額な給付費、支援のお金を市から支出するわけでございますので、議員が言われるように、やはり確認をすべきだということで思います。したがって、今後、県と連絡をとりながら、そういったものについて丁寧に取り扱いを考えていきたいと思えます。

あわせまして、未然防止ということも私たち考えておりまして、そういった未然防止、不適切な処理、不正な処理がなされないようにということで、ネットワークを張りながら取り組んでいきたいということで考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

どうもすっきりしませんけれども、これ以上言ってもだめですので、ちゃんと執行されていけばそれでいいんですよ。しかし、これはよその事例をちょっと言いますと、とんでもないのがあるんですよ。例えば、岡山県の倉敷市、ここは障害者施設5カ所が一斉に閉鎖されて240人が解雇された。明くる年の3月にはまた同じ倉敷市で営利法人の経営悪化で170人、2年間で倉敷市だけでも410人が解雇されているという事案があります。これは倉敷市は特にひどかったんですけども、よその地区でもこういうのがいっぱいあっているんですよ。ぜひこれはきちっとした監査なりをやらないと、当然、経営者はビジネスとして考えているわけですので、私は厳しくやらなければならないと思いますし、真面目にやっている事業所ほどちゃんと監査をしてくれという要望が出ています。やっぱりそういう面もきちっと把握していただきたいと思います。

もう一つ、どうしても言っておかなければならないのが特定求職者雇用開発助成金、これはハローワークから出ているわけです。ですから、個別にわかりませんということでしたけれども、個別にはわからなくても、どういう制度なのか、お尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

厚生労働省、ハローワークが給付する特定求職者雇用開発助成金といいますけれども、こちら、特に就職が困難な方を採用した場合に国が助成するものでございまして、高年齢者であったりとかしょうがいのある方などの就職困難者を、ハローワークの紹介によって雇用保険に加入することによって事業所に雇用した。そういった場合に、国がその事業所に対して助成金を支給するものでございます。

その対象となる方は区分が幾つかございますけれども、身体、知的障害者であれば、現在の制度では2年間に1,200千円を上限として6カ月ごとに支給すると。また、重度障害者であれば3年間で2,400千円ということで、国からのしょうがいのある方を雇用することを手助ける助成金ということで承知しております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

経営者からすれば、八女市から出る給付金とこれとセットで考えるわけです。先ほど言われますように、程度によって違いますけれども、2年間で1,200千円、重度の場合、3年間

で2,400千円、逆に言や、2年間しか出ませんよ、3年間しか出ませんよという制度ですけども、これがまた大きな問題でして、3年たったら出ないから、2年で首を切る。そして、作業所をたらい回しにする。何十人単位でそういう人たちを囲い込んでいるわけです。ですから、2年間で出なくなったら、それをどンドン次の事業所に送る。そうすることによって国からの助成金がずっと出るわけです。そういうシステムになっています。システムというか、そういうやり方を事業所はしています。厚生労働省もさることながら、あんまり離職率の高いところは対象にしませんよとなしました。

次にどうするかというと、補助金が2年間来たら、その事業所そのものを潰してしまう。また新しい法人を立ち上げて、新しい事業所をするというやり方をしているところもあります。ですから、あの手この手でもうけるためにはするわけですので、こちらも負けずとちゃんとチェックをしていかないと、非常に補助金が無駄に使われている可能性があります。ですから、この場合、これは厚生労働省もちゃんとと言っています。2年、3年経過した後に、ほかに非常に退職者が多い。支給対象となった利用者について、対象後、退所させられることがないように確認をなさよという通知が来ているはずですが。そういう確認を県がしていますからと言えればそれまでですけども、八女市でされる範囲は、そういうところもぜひともポイントとして見ていただきたいと思います。どうされるのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

お答えいたします。

支援者の就労支援の継続支援も含めてですけど、支援者に対する計画を策定する場面が出てきます。もちろん、本人からアセスメントといいまして、いろんな状況、就労の機会であったり、日数であったり、時間帯であったり、いろんなことを聞くことがあります。過去にどういった就労をしてきたかとか、そういったアセスメント調査、あるいは事業所でのヒアリング等も行います。そういったものを十分踏まえながら、基幹相談支援センターリーベルというのを八女市は特に持っておりますので、そういった基幹相談支援センターを中心に相談事業所がきちんと計画を立てていく。そういったことによって不正、あるいは不適切な事案については早急にチェックをしながら対応していきたいと考えております。もちろん、福岡県との協議も進めていきたいと思っておりますけど、八女市においては特に基幹支援という形でのリーベルという機関を持っておりますので、そういったところを中心にしながら、ネットワークを講じながら防止対策に努めていきたいということで考えます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

何か聞きようによってはリーベルに任せますと聞こえてくるんですけども、ぜひ福祉課あたりが中心になってリーベルにも働きかけて、きちっとチェック体制をぜひこれは強化し

ていただかないと、例えば、倉敷市のような問題が起きてからじゃ遅いわけです。やっぱりその前にきちっとした日常的な点検、あるいはアンテナを高く持ってもらって、何かそういううわさとかあったら、ぜひとも聞き流さずに調べて、本当にちゃんと適正に補助金が運用されているのかどうか、これはぜひ厳しくチェックをし、目を光らせていただきたいと思います。

A型、B型に限らず、そしてこれは特定求職者雇用開発、これは県だからじゃなくして、やっぱり一括して全体を把握しなければ、なかなか全体像は出てきません。先ほど八女市内しか言われませんでしたけれども、八女市から助成金を出しているのは市外にもいっぱいあるわけです。ですから、どこまでもそうやれというのは無理かもしれませんが、せめて八女市内にある事業者に関しては、やっぱりきちっと対応できる一番身近な市町村ですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後の質問をしますけれども……

○議長（角田恵一君）

森議員にお願いします。次の質問前に休憩をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

11時15分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に続き再開いたします。

お知らせいたします。先ほど休憩中に開催していただきました議会運営委員会で、議案第52号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について、厚生常任委員会に付託されることが決定されました。したがって、議案審議はあす5日に予定しておりますが、この議案第52号について付託される委員会以外の議員で質疑がある議員につきましては、議案質疑通告書を本日午後5時までに議会事務局に提出していただきますようお願い申し上げます。

森議員については、一般質問中、申しわけございませんでした。

○17番（森 茂生君）

3番目の障害者控除対象者認定書の申請についてお伺いしますけれども、これは3月議会でもお尋ねしましたけれども、この申請書を発行するに当たり、どのような手続で発行されるのか、再度お伺いします。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

障害者控除対象者認定書につきましては、申請をいただきまして、その後で要介護認定情報が市のほうにございますので、その資料をもとに認定の基準に該当するかどうかを確認いたしまして発行をいたしているところでございます。

○17番（森 茂生君）

そしたら、窓口で日常生活動作が5項目、精神障害が27項目チェックするのがありますよね、これをチェックはしなくていいんですか。申請書のこのチェックはしなくていいということですか。これをした上でですか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

申請書の折には日常生活状況の調査をいたしているところでございます。

○議長（角田恵一君）

今のはチェックシートは必要ないのかということですので。

○介護長寿課長（橋本妙子君） 続

チェックシートは必要でございます。

○17番（森 茂生君）

3月と全く変わっていないということですね。

これは3月議会でもいろいろ言いましたけれども、地域によっては、例えば、介護認定1、2を受けている場合は普通障害、3、4、5の認定を受けている場合は特別障害、3についてはちょっとばらつきがありますけれども、介護認定によって自動的に出しているところは随分あります。八女市の場合はそうじゃなくて、先ほど言われたように、これで5項目と27項目をチェックして、またさらにいろいろしてということのようです。

八女市の場合、この認定書が20人前後です。ちょっと数字は言いませんけれども、20人前後ですけれども、要介護認定者が3,200人ほどおられます。これは感覚でいいんですけれども、その中で20人は多いと思われませんか、それとも、少ないと思われませんか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

要介護認定者数に対しまして認定書の発行が20件程度ということで感覚はどうかということだと思いますが、近隣の状況を調査いたしましても、件数といたしましては大体同程度ということで、また、平成30年度は八女市においては30件発行している状況でございます。

また、要介護認定の要介護1以上が3,200人ほどいらっしゃいますけれども、その中で既に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、これにつきましては重複でお持ちの方もいらっしゃいますけれども、65歳以上の方で3,260人ほどいらっしゃる状況を把握しておりますので、特に少ないとは捉えていないところでございます。

○17番（森 茂生君）

お医者さんの集まりですけれども、愛知県保険医協会というのがあるそうです。ここを見ますと、愛知県全体、全部で54自治体ですけれども、2002年3,765件から2015年には5万17件とふえています。もちろん、この中には介護認定を受けている人は自動的に送付しているということのようです。これが23市。自動的に介護認定を受けているところは該当しますよということで、先ほど言いますように、ダブる場合もあります。ダブったからといって2回使われるわけじゃありませんので、たとえダブっても不都合はないわけです。ですから、そのように無作為に認定を受けている方には自動的に配付しているところが23市、愛知県にはこの申請書を全部に送っているところが17市あるそうです。そのように、この愛知県保険医協会が障害者控除は周知と申請漏れをなくすためにそのようにずっと運動を断続的にここ10年ぐらいされておりますので、市町村もそのように自然と変化して、先ほど言いますように、23市では無作為に全部送る、17市では申請書を全部送ることで申請漏れを防いでいるわけです。

ですから、ぜひ八女市でも私は10倍あってもおかしくないと思います。20というのはほとんどないと一緒に、私は10倍あってもおかしくない。筑後地区の近隣を見るから、それでいいという自己満足だろうと思います。全体を見ると、もっと多いのは当たり前なんです。ですから、近隣を見ずに日本全国を見てからぜひ判断をしていただきたいと思います。ですから、無作為に送るかどうかは別として、漏れなくするためには、せめて申請書ぐらい全員に送ったらどうかと思いますけれども、その考えがあるのかどうか、お尋ねします。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

まず、この交付を受けるに当たっての申請書を要介護認定を受けてある方全員に送るかという御質問だと思いますけれども、現時点では、この認定書が納税される方にとりまして、いろいろな所得税、住民税、相続税、贈与税等の障害控除を受けられる上で身体障害者手帳の交付に準ずるものとしての重要性をこちらとしても認識をいたしまして発行を行う考えでございます。その上でこの認定書が必要とされる方により負担にならずに取得できる方法につきましては、議員がおっしゃいました先進的な市の状況等を確認いたしまして、研究等いたしまして対応に努めてまいりたいとは思っております。

○17番（森 茂生君）

とは思っておりますだから、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

ここに厚生労働省が高齢者の所得税、地方税の障害者控除の取り扱いについてということ、これは16年前の通知です。私も改めて読みましたけれども、具体的な認定方法、この中に市町村が有している申請者の情報、要介護認定に係る情報により、申請者の障害の程度や

寝たきり老人であることが確認できる場合は、これを参考にすることも考えられますとわざわざ書いているんですよ。ですから、よその市町村はそのように負担なく手続が、それが一番簡単だろうと思います。わざわざ厚生労働省もそれでよかですよと言っているようなものですよ。いずれにしても、市町村長の交付した認定書は複数年度使用されるものであり、市町村が適当と考える方法で確認することが求められておりますですから、完全に市町村の裁量に委ねられているわけです。ですから、介護認定を受けた人に送れば、それで事は済むわけです、窓口で十何項目チェックをわざわざして、またこうするよりも。ぜひこの検討をされて、その手続が簡素化される、そして、漏れがないようにするためには、それが一番いい方法だろうと思います。これをわざわざ市長の判断を仰がんでも、おたくの判断でできるはずですよ。福祉部長がおられますので、その判断でこれはできるはずでしょう、よそもするわけですよ。ですから、そのようにされるかどうかお尋ねします。検討されるかどうか。

○議長（角田恵一君）

簡潔にお願いします。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

お答えします。

先ほど介護長寿課長が申しましたように、近隣の市町の動向、それと、国の動向等も見ながら、全国的なところを見ながら今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○17番（森 茂生君）

研究ではなく、ぜひやっていただきたいのですけれども、愛知県の保険医協会がこのように書いています。愛知県ではこの保険医協会を中心に相当運動をやっておりますけれども、中にはこういう自治体があるそうです。介護認定者を認定することを担当者がかたくなに拒む市町村も見受けられたということで、どこにでもそういう市町村はいらっしゃるようですので、八女市が特殊な例ではないです。それは特殊な例ではないんですけれども、先進地をぜひ参考にさせていただきたいということです。これは市民は喜ぶですよ。認定書発行によって、相当住民税、所得税、場合によっては相続税、贈与税まで関係してきますので、ぜひ1枚でも多く認定者には漏れなく発行していただくよう最後をお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

7番堤康幸議員の質問を許します。

○7番（堤 康幸君）

おはようございます。7番堤康幸です。

まず、さきの市議会議員選挙におきまして御支援をいただいた皆様に心より感謝を申し上げます。さらに4年間の任期をいただきました。初心を忘れず、地域の振興、ひいては八女市の発展のために全力で取り組む決意を新たにしたいといたします。

さて、本日は通告をいたしております2件の質問をいたします。年度末から年度初めにかけてさまざまな地域の集まりに出席をいたしました。そういう場で話題になった中から2件につき質問を行います。1件目、避難所等について、2件目、樹園地及び栽培用施設の生産維持についてであります。市長の答弁をお聞きし、詳細は質問席より質問いたします。できるだけ昼前に終わるようにやっていきたいといたします。よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

7番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。私もできるだけ早く答弁したいと思います。

まず、避難所等についてでございます。

施設選定の基準は何か。

市が開設します指定避難所については、23カ所の施設を指定しています。指定避難所は小学校校区単位に一、二カ所程度、小中学校の屋内運動場やコミュニティセンターなど一定の避難者を収容でき、おおむね各校区の中心に位置する公共施設を指定しています。また、自主避難などに使用していただくその他の避難所が93カ所、行政区単位で設置の地域の避難所が205カ所、福祉避難所が6カ所あります。

次に、配備品の管理でございますが、現在、指定避難所全23カ所、その他避難所93カ所のうち、45カ所に非常食、簡易トイレ、毛布、マット、発電機などの非常時の備蓄品を配備しています。備蓄品については配備状況を管理しており、非常食等は使用期限に応じた入れかえを行っております。また、発電機等資機材については定期的な動作確認を行っております。

次に、現地条件を考慮した今後の対応はという御質問でございます。

指定避難所については、国及び県による矢部川の洪水浸水想定区域の見直しが行われたため、平成30年度に洪水浸水想定区域内に入る指定避難所について、見直しを含めた協議を地元行政区と行いました。今後も各避難所が立地している条件が変われば、その都度、地元行政区と避難所の見直しを含めた協議を行いたいと考えております。

次に、樹園地及び栽培用施設の生産維持についてでございます。

現状の把握は十分かというお尋ねでございます。

生産維持にかかわる農業生産者の現状につきましては、八女地域農業振興推進協議会で策定しております第5次八女広域農業振興計画に基づき、JA各部会や普及センターなど関係機関と連携した現地調査や情報収集、また、その情報の共有により把握を行っております。

これらの調査を通じて、現在の八女地域の農業従事者について、その6割近くが60歳以上

であり、また、8割以上の方が後継者が不在、または未定であるとの調査結果を踏まえ、八女市の基幹産業である農業において、高齢化、人口減少による後継者不足は喫緊の課題であると認識しております。

次に、承継の仕組みづくりが必要ではという御質問でございます。

後継者育成のための対策といたしましては、農家の後継者の就農意欲を高めるよう、農業経営の高収益化、合理化、省力化などに資する事業を行う農業者に対し、各種補助事業を活用して支援を行っております。

また、農家の後継者を含めた将来の八女市を支える青年就農者を支援するため、国、県の新規就農者に対する支援事業に加え、新規就農者向けの農地確保事業など八女市独自の事業を拡充し、新規就農者の育成、確保に努めております。

新規就農者に交付する資金の交付対象者の多くが、果樹、園芸作物の新規就農者となっており、農家の後継者の経営継承につながっていると考えております。

さらに、第三者継承につきましても、新規就農者への農地確保事業や里親事業などを活用し、農業委員会やJA各部会、普及センター等関係機関と連携をとりながら取り組みを進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（堤 康幸君）

災害はないにこしたことはないということですが、昨今の気候変動の状況を考えると、あるということを前提に十分な備えが必要だろうと考えております。また、自分の身の安全は自分で守るというのは原則でありますので、こういう原則を踏まえて質問させていただきたいと思っております。

5月31日に九州南部が梅雨入りをしました。今も各地で田植えが始まっております、うちの集落も7割ぐらゐは田植えは済んでおる状況になっておりますけれども、3月以来のずっと少雨傾向で経過しております、今週末ぐらゐに九州北部が梅雨入りするのではないかとこの予想がされておりますけれども、どうしても昨今の気象状況を考えると、年間の総降水量というのはそう変わらんわけでありまして、まとめて降るとか、まとめて照り上がるとか、そういう気象が非常に荒い部分がありまして、そういう部分で3月からずっと少雨傾向が続いているということ、どこでかまとめてまた降るのではないかとこの心配をしております。

また、災害の種類によって、いろいろな避難の方法も変わってはきますけれども、とりあえず、先ほど市長から答弁いただきましたけれども、指定避難所とか、その他の避難所を指定して、ハザードマップ、あるいはホームページ、八女市地域防災計画等に挙げてありますけれども、当然、市としてはそういうことだろうと思っております。その地域の中心になる公共的

な建物をまず指定されるというのがやっぱり順当だろうと思いますけれども、現場の感覚として、あんまり地域外のことはよくわかりませんが、自分の日常的に把握できる地域内のことをまず考えてみると、私は串毛地区ですけれども、指定避難所となっている串毛コミュニティセンター、これはもともと旧串毛小学校跡地ですが、グラウンドとコミュニティセンターの整備を今していただいておりますけれども、平成24年災害のときは鹿子生川の水が矢部川に流れ込むことができずにグラウンドは水没して避難所としての役割は果たせなかったということです。私が住んでいるのは鹿子生ですけれども、鹿子生の場合は一応その他の避難所ということで鹿子生の集落センターが指定をされております。ここはどこへ行っても4キロ、土窪に出るにも4キロ、国道3号に出るにも4キロ、また、隣の田代地区に行くにも4キロ、ちょうどこういう真ん中にありますので、きちっとした避難所としての対応ができたわけですが、そういう地域、地域の避難所として掲げてあります。地域、地域でここは災害の種類によっては使えないのではないかと、というところが多分あると思いますけれども、そういう部分の把握はできているのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今の御質問、それぞれの地域に応じたというか、災害に応じたという質問だと思っております。

避難所設置の考え方についてでございますけれども、市長の答弁にございましたように、指定避難所につきましては大きなくくりの中でということで、小学校単位とか、旧町村単位とか、そのくくりでもって考えております。

その他の避難所につきましては、指定避難所以外の主に公共施設を自主的に避難できる避難所という形での運営というか、運用というか、そう考えております。

また、福祉避難所につきましては、これは丸々二次的な避難所という位置づけにしておりますので、まずは指定避難所、その他避難所を使っていただいて、その中でどうしても動けない形がある方について使っていただくことにしております。

それと、一番最後にありますけれども、いわゆる地域の避難所、いわゆる行政区単位とか、集落単位でもって決定してある避難所についてですけれども、こういった箇所について、いわゆる市が定めた避難所まで距離があつたり、途中の道路が危険な場合とかに、身近に使える避難所ということで、例えば、地区の公民館であつたり、センターであつたり、そういったところを指定してもらっていますので、一番基礎のというか、集落単位で考えてもらっている避難所という位置づけをさせていただいております。

以上です。

○7番（堤 康幸君）

避難所に対しての説明をしていただきました。

今ちょっと質問したのは、指定避難所、またはその他の避難所として、ホームページなり、そういうハザードマップ、あるいは地域防災計画あたりに掲載をしてありますけれども、その場所で災害の種類によっては当然使えない場所がある、これは平成24年災害の後に発行されております九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画の中の26ページ、7章ですけれども、避難所の設置及び運営についてということで、この1番に、指定避難所の中で道路の冠水等により利用に適さない施設が判明した、県立高校や県の社会教育施設なども対象に検討を重ね、指定避難所として指定していく必要がある。まさにそのとおりでらうと思います。そのときに使えなかった。例えば、台風、今、八女地域というか、我々の地域で想定されるというのは台風、水害、あとは地震がありましたけれども、大きなものとしては台風と水害ではないかなと思います。この2番に、中山間地においては集落が点在しているため、比較的遠方にある指定避難所への避難がタイミング的に危険と判断される場合がある。今回も地域の自治公民館を活用するケースが多かったが、避難所は各集落の中で安全なところを選定すべきという意見も多いことから、自主避難所を地域で選び、市民みずから運営する方式を検討すべきである。

平成24年災害の反省というか、そういう避難の経過の中でこういう検証がなされておるんだろうと思いますし、また、平成24年当時は私も鹿子生の行政区長で、朝6時前からとりあえず集落センターの鍵をあけて避難ができるような状況をつくって、また、婦人会にお願いして炊き出しをしてもらうように対策をしたことを鮮明に覚えております。そういう中でハザードマップを今回改訂もされておりますけれども、大きなところでいくと、やっぱりそういう施設を指定せざるを得んだろうと思いますけれども、要するに地域の避難所、ここの密接な話し合いをしていかないと、いざ本当に災害が発生した場合、避難が必要な状況になった場合に、まず、その地域の中で区長が一番困る。そして、日ごろから区長という立場になったら、やっぱりそういうことも中心に考えていかにやいかんことだろうと思いますけれども、そこら辺との防災安全課とのコミュニケーションといいますか、そういう点についての詰めが行われているかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思いますけれども。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

各避難所が立地している条件等が変われば、その都度、地元行政区と避難所の見直しを含めた協議を行っていきたくております。先ほど申されたように、浸水想定状況とか、あるいは土砂災害のエリアの状況とか、そういったものは刻々変わってきますので、そういった箇所にある避難所につきましては、実際に使われる方と協議をさせていただいたりす

ることももちろんですし、その周知を図ることも大切だと思っております。

また、避難訓練等も適宜実施していただいて、日ごろからの防災力を高める取り組みを行政のほうとしても支援していきたいと考えております。

○7番（堤 康幸君）

あわせて申し上げますと、田代の農村活性化センターは、今その他の避難所として指定されております。もともと旧田代小学校の屋内運動場がその他の避難所ということになっておりましたけれども、校舎解体、学校関連施設解体で更地にしていただく関係で、多分活性化センターのほうにその他の避難所が変更されとのじゃろうと思っておりますけれども、そもそも田代の農村活性化センターは平成2年の水害で水田が被災して、まず、農地に復旧するのは無理だろうということで、あそこにグラウンドと保育所、それから、活性化センターが建てられた経緯があります。当然、水害のときはこれは避難所には基本的にはならない場所であり、田代地区は3行政区ありますけれども、それぞれ上田代にしろ、中田代にしろ、公民館があるし、下田代も一昨年コミュニティセンターの建設がなされておりますので、そこそこでもし何かあったら多分避難ができると、そういうことではありますけれども、そういうときのきちっとした話し合いというか、一応外向けに発信する情報の中にあんまり避難に適しないところがあるのではないかと。

それから、もう一点申し上げますと、木屋地区の旧渡内小学校の屋内運動場、ここは避難の範囲としてはどこを大体想定してあるんですか。——わからんなら、よか。

○議長（角田恵一君）

答弁できますか。（「よかよ。こっちから言おうか、そんなら」と呼ぶ者あり）7番堤議員、続けてください。

○7番（堤 康幸君）続

旧渡内小学校区、四条野行政区、それから花渡行政区、それから神露淵行政区と串毛地区の上名行政区の一部がもともとその校区でありました。渡内小学校の屋内運動場がその他の避難所ということで一応挙がっておりますけれども、神露淵から旧渡内小学校の屋内運動場、それから、花渡から田代川沿いのそういう施設まで、基本的に水害にしろ、台風にしろ、実質的な地理的な条件もあり、そこに避難してこられるというのはまず考えられんと思うとですよね。花渡行政区の場合は、どっちかというグリーンピア八女のほうに行ったほうが安全だしですね。四条野行政区の場合、目の前にふじの里もあるし、開発センターもあるし、黒木の体育館もあるしですね。旧渡内小学校の屋内運動場、一ノ渡瀬という集落がありますけど、もし、そこら辺の十数戸がそこに恐らく行かれるということであれば、そういうところがありますので、指定避難所は別にして、その他の避難所あたりはもう一回十分な検討をされるべきではないかなと思います。まだほかの地域にもそういうところがあるのではないかと。

かと思えますけれども、一応自分のわかる範囲の中でもそういう箇所がありますので、そこら辺に対してどういうお考えか、お願いしたいと思えます。

○市長（三田村統之君）

大変いい御意見をいただいたと思うんです。公共施設を中心に避難所を設置しているのが現状でございます。したがって、今、田代の問題、それから、旧渡内小学校の問題、これも河川の氾濫が起きたときには避難できるのかという問題、あるいはまた土砂災害が起きたときに避難できるのかという問題ありますよね。田代は公民館をちょっと高いところに建設したわけですが、じゃ、実際に災害が発生したときに、そこまでどうやって行くのと、誰が連れていくのと、そこまで行く交通はどうするのという問題が当然あると思えます。ですから、これは別に田代の問題だけではなくて、全般的に特に傾斜地の多い中山間地はこの問題が課題としてあるんじゃないかと思っています。

ですから、実際にどんなに備蓄をしても、どんなに対応するように準備をしても、それが実際に使えるのか。使える状況、こういう災害が発生したときにはこれは使えるのか、こういう災害だったら使えるけれども、こういう災害が水の災害、あるいは土砂災害のケースによって、使える、使えない、こういうことが起きるんじゃないかという心配は当然あるだろうと思えますので、そのあたりはじっくりこれからですね。これはやはり行政だけではなくて、住民の皆さん方の意識を高揚する意味でやるという目的も兼ねてする必要があろうかと思えます。やはり何を言っても、議会でもいろいろ御意見出ておりますけれども、地域のきずな、連携、これを行政や災害の支援団体がバックアップしていくということがまず前提になろうと思えますので、そういう面ではもう一度避難所が本当に機能できるのかというのはちょっと時間をいただいて検討してみたいと思えます。

○7番（堤 康幸君）

市長から答弁いただきましたので、あとは余り言うことはないと思いますけれども、とにかく地域、地域、特に中山間地域、山間地域、集落が飛んでおりますので、そこら辺のところ、避難所の指定に関してはしっかりと話し合いというか、検討をお願いしたいと思えます。

今、市長からもありましたけれども、中山間地で問題になるのは、避難所まで遠いとか、当然、地域でそういう場所を選定していく必要がある。災害のときに山間地域で一番の問題は、まず停電なんです。電気が今とまってしまうと、何にもできない状況にあります。平成24年災害の後に、うちの行政区、その他の避難所になっておりますけれども、発電機を配備していただきました。これは大変ありがたいことで、また、災害の後の区長に対するアンケートの中にも私は書き込んだと思いますけれども、平成24年7月14日には電気がとまりましたので、まず、早朝じゃったために朝御飯をきちっと食べとる人がおらんじゃったんですね。集落センターに地域の発電機2台持ち込んで、井戸ポンプ用と照明用、それから空

調用ということで動かして、朝御飯を婦人会で炊き出しをしていただく。配備品の中に非常食あたりも配備をしていただいております。また、先ほどの答弁によりますと、配備品があるのは93カ所のその他の避難所のうちの45カ所ということですね。中山間地というか、少なくとも私たちの地域の中では非常食はあんまり必要ない。食べ物はいっぱい持っていますので、水と電気さえあれば、食べ物に困ることはない。そういうことで、地域によって必要な備品の種類というか、違ってくるのではないかなと思います。しっかりと日誌を確認しておりますけれども、1回電気がとまると、平成24年災害のときもうちの集落は多分5日ぐらい停電、それから、平成27年の台風15号、台風のときも大体山間地の場合は倒木によって停電をする。また、復旧に二、三日かかると。今、電気がないと、途端に携帯もつながらんようになる、地域のアンテナがダウンしてしまうとですね。そういう状況ですので、できれば、そういう指定の避難所にはどこも発電機を配備してあるようであれば、あんまり停電の可能性のないところはそういう停電の可能性のあるところに振り向けていただくと本当にありがたいと思いますけれども、新たにまたその分も買い入れて配備してもらえば、それで済むことですけれども、これはなかなか予算の問題もありましようから、そういう検討もできないかなと思っておりますけれども、いかがですかね。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

配備品の状況なり、配備品の配備の仕方ということでの御質問だと思っております。

配備品につきましては、先ほど市長答弁にもありましたように、食料品、飲料水、生活用品、発電機等、こういったものをそろえさせてもらっているところでございます。指定避難所23カ所並びに多くのその他の避難所93カ所のうち、ほとんどのところに発電機等も現在のところ備えつけさせていただいております。

しかしながら、各地区で必要な備品等は、置かれている状況にもよりますし、地形的なものにもよると思います。今後も配備箇所、配備品等を考慮しながら進めてまいりたいとは思っております。

それと、あと1点でございますけれども、特に発電機等とか、投光器とか、そういった災害時の避難所で使うような配備品についてのことなんですけれども、いわゆる自主防災組織というものを各地区で設置していただいております。この自主防災組織向けの補助事業ということで、施設等の整備に係るものについて2分の1補助を行っているところでもございますので、こちらのほうも御紹介させていただきたいと思っております。

以上です。

○7番（堤 康幸君）

12時のチャイムが鳴りましたけれども、もう少しだけおつき合いをお願いしたいと思いま

す。

2分の1補助というのはこの前からお聞きをいたしましたけれども、発電機は結構金額が張ります。小さな行政区で半額というのは財政的に結構厳しいものがありますので、そういう頻繁に停電、台風にしろ、水害にしろですけれども、そういう地域については、そこら辺は何とか配備をしていただくようお願いしたいと思うところです。

何にしても、この避難所については、平常時に地域の代表、当然、区長ということになりましようけれども、しっかりとそこら辺の要望を聞くとか、聞き取りをしながら協議をしていただいて、もしものことがあった場合に、できるだけその地域の住民が困らないような状況をつくっていただきたいと思っています。

区長あたりとよく話をさせてもらいますけれども、この時期になると、区長という立場になったら、そこが一番心配になるところです。私も平成24年災害のとき、たまたま3年目でございましたので、まだ少しは行政に対しての申告の仕方とか、そういうやつを多少覚えた時期でございましたので、何とか地域の協力を得ながら、けが人を出さずに済みましたけれども、孤立していたんですよね。孤立して、そのときどうするかというのは、一番責任者として、まず、けが人さえ出さんならよかろうと、そこを中心に考えて何とか孤立解消を、地元にあったバックホー3台を使いながら、国道3号のほうに動線を確保したという、何とかそれで孤立を夕方までに解消ができたという経緯がありましたけれども、今、発電機の話ですけど、黒木支所、これは支所の自主的な判断で機械物であるということで定期的な点検も必要だろうということ、全部支所に集めてあるということ、この前たまたま避難所のことで相談に来った区長と一緒にそういう話を聞きました。これは雨も台風も事前にある程度の想定はつきますけれども、非常に親切というか、支所で定期的に点検すると。ただ、いざ何かあったときに、それじゃ、どういう形でそこまで運び込むのか、こういう問題も当然出てくるだろう。せっかく配備していただいとる、特に発電機の場合は地元の行政区長を中心に消防団員もおりますので、そういうところで地元においてしっかり管理をしとったほうが、いざ必要な状況になったときにすぐ対応ができるのではないかと思います。この点に関しても、今後、支所としては当然その段になって使えんとまずいということの思いから、そういう判断をしていただいておりますけれども、何かあったときはどげんして持っていくとかいという話をしたところであります。

そういう面も含めて、しっかりと地元とまず協議をする機会をぜひつくっていただきたい、これは要望も込めてお願いをしておきます。

それじゃ、次に行きたいと思います。

果樹園の成園化には多くの時間がかかります。御存じだろうと思います。それから、施設の整備には相当多額の資金が必要になります。しっかり稼ぎよった畑、あるいは施設が、農

業を引退されるというか、廃業されるという形で次にきちっと生きていく方法を考えなきゃいかんのではないかなと思っています。例えば、今後5年以内にもうそろそろ引退をするとか、そういう今後の農業者の意向、経営者の意向、そういうデータといいますか、調査をした上でのそういう資料があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えさせていただきます。

そういう資料があるのかということでございますけれども、先ほど市長答弁の中にもありましたけれども、JA等が昨年、第5次八女市農業振興計画という中でいろいろなアンケート調査を行っております。その中にも記載をしておりますが、農業を中心的にやっている方が60歳以上が既に何%、後継者がいないという方が既に予定がないというのが80%ということでの調査は、実際、当課としても把握をしておるところでございます。

ただ、継承という意味につなげていくという中で、議員、果樹ということでおっしゃいましたけれども、それぞれJAの中には専門部会が多数ございます。例えば、その中で具体的に、梨部会、ブドウ部会、ミカン部会、さまざまな部会の中で、例えば、あの方は年が75歳だから、ちょっとあと二、三年でという情報はそれぞれの部会では把握はしておるところで認識をしておりますが、それが実際、市の当課に具体的なデータ化までしたというところでの情報につきましては、現在のところではそこまで準備が整っておりませんので、そういった意味も込めまして、やはりそういったものにつなげていくということであれば、市としてもそういう情報をさらに共有化を密接につないでいって、昨日の話ではございませんけれども、あいた農地を次の方にスムーズにつないでいくという流れもつくっていく必要はあると私は考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

稼ぎよった畑を放置するということは、市にとっては大きな損失だと思います。できれば、その部会の中では、ここが今度やめる、じゃ、誰か次をと、そういうことも結構行われておるようでございますけれども、基本的に施設の場合は割と当年度から収益が上がってきますけれども、果樹の場合はやっぱり成園化する、特にその畑で収支が改善するまでに相当長い年数がかかります。せつかくそういう非常にいい経営をした畑がなくなってしまうというのは非常にもったいない。やっぱりそういうとをできれば台帳化でもして、この畑は普通に管理すれば、大体どれくらいの収益性があるとか、そこら辺まで具体的に示したほうが、後を引き受ける人にしても、それから、中山間地の場合は急傾斜地で現在も経営を続行されている方が相当ありますので、ちょっと場所のいいところとか、そういうところに移ってくる。もともとある程度無理な場所に栽培したようなところは、本来の意味でい

うと、災害対策の意味からも落葉の広葉樹あたりを植えるとか、自然に帰すとか、最終的な手段としてはそういうことも必要だろうと思いますけれども、そのためにはやっぱり意向調査をやらんと、そこら辺が見えてこんのではないかなと思います。

本来なら、これはJAが中心になってやるべきでしょうけれども、幸い八女農推協ですかね、これがありますので、しっかりとした今後の基幹産業の農業をきちっと後につなげていくためには、できればそういうところで意向調査なりをして、将来の動向がどうなるかというのは十分把握をする必要があると思いますけど、そういう提案をしていただいて実行がでないものか、お伺いをいたします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃられた関係でございますけれども、八女地域の農推協というのがございます。その中にさまざまな専門分野といいますか、果樹部会であったり、野菜部会、例えば、中山間部会、新規の担い手部会、そういった専門的な部会もございますので、今、議員から要望的なことでおっしゃられた面につきましては、当然、先ほど私が答弁申し上げたとおり、そういう情報は密にとって、さらにそういうすばらしい施設、農地を荒らさずに次にどうつないでいくかというのは非常に大切なことだろうということで認識をしておりますので、そのあたりの部会、その協議会の中でもぜひそういう声を私のほうからも上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

農地バンクとか、いろいろな仕組みはあるとかもしれませんが、具体的にきちっと制度化をして、八女市独自というか、ここに合った制度のもとで何とかできないものかな。きのうも同僚議員からこういう新規の就農に関しての質問があってございましたけれども、人生100年時代と、政府もそういう流れの中で取り組んでおられますけれども、私はずっと50年農業の現場におります。主にミカンですけども、長洲町と玉東町2カ所、あるいは佐賀県で定例の管理講習を定期的にさせていただいておりますけれども、長洲町の参加者はほぼ70歳以上、しっかりした畑をつくり上げておると、後は誰かつくる人が出てくるとですよね。長洲町に八女市から1カ所借りてミカンの栽培を今しておられますし、玉名にも、これは天水町の畑を借りて、自分のちょっと作業条件が悪いというか、傾斜地とか、そういうところをやめて、そういう作業のしやすい畑を借りてやる、そういういろいろな承継の仕方があると思います。それから、その長洲のグループの中には、神奈川県に嫁いである娘さん夫婦が月2回、神奈川から通勤、1ヘクタールぐらいですけども、日ごろは親が管理をしとって、休みを利用して月2回自分たちがつくるから、やめずにおってくれという。それは畑がまず

稼ぐきちとした裏づけがあつての話ですよ。

この畑でどれくらい稼げるか、どれくらいの所得がとれるかというのを、そういうところまでしっかりデータ化せんと、ただ、あいとるけん、つくらんですかということではなかなかうまくいかない。必ずしも若い人じゃなくても、定年後、農業を始めるという人が結構多い。そういう仕組みをしっかりとつくって、場合によっては全国に情報発信すれば、あるいはミカン作りしたいとか、そういう人があらわれる可能性は十分あるのではないかな。それと、空き家対策とセットでそういうこともやれるのではないかな。

それからもう一件、私の関連したところというと、星野村から太良町にミカンをつくりに去年から行かれている方がおられます。面積は大した広い面積ではありませんけれども、ぜひ海の見えるところでミカンをつくりたいという要望があつて、たまたま太良町の農業委員会のほうにお世話をいただいたところ、地元の刺激にもなるから大いに協力しますということで、去年しっかり収穫、取り上げをしていただいて、何か知り合いにほとんど正月前の贈り物として配つたという。そういう方が潜在的に物すごうおられると思います。それをできれば八女市の中で受けとめて、ただ、要するに畑が稼げる状況でないと、それをまた修復してそこで営農を続けていくというのはなかなか無理なことでもございますので、ぜひそこら辺はそういうきちとした制度をつくっていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

新規就農という視点での考え方ということで私お聞きしたんですけれども、確かに当然、農業を担っていくという若い人に視点が行きがちではございますけれども、議員おっしゃるとおり、例えば、会社勤めで60歳で退職をしてきた、よくテレビでも結構あつてはいますけれども、田舎に帰ってきて農業をしたいと、そういうニュース等も数多く目にしておるような状況もございます。確かに若い人たちに八女市の農業を継いでいって次に次につなげていきたいという思いもございますし、今ちょっと視点を変えて、そういう興味のある方がいらっしゃるといふ実際のことでございますので、そのあたりも若干私たちもちょっと頭の切りかえ、視点をちょっと変えて、そういった方々も新たに就農したいという思いがあるという、そのあたりもそれぞれの関係機関、いろんな情報網を使って、そういう情報を得た中での就農につなげていければなと思っております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

要するに農地を守ればいいとですよ。畑を守っていけば、誰がやっても。それは将来持続的なことを考えれば、当然若い人が就農するのが理想ではありますけれども、今のところ

60歳から65歳が定年ということ、その後、80歳まで仕事すると、また10年か15年、20年近くありますので、そこを利用する。ある程度の年代というか、高齢者でも経営ができるということは、当然若い人はもっと楽にできるということ。

5月16日に農水省から昨年の温州ミカンというか、ミカン類の生産量とか、そういう統計が発表になりましたけれども、昭和50年に17万ヘクタールからあった畑が、昨年また1,000町歩といいますか、1,000ヘクタール減って、3万9,200ヘクタールかな、ついに3万ヘクタール台に落ち込んだと。生産量も77万3,700トンということで、とうに国が目指しておる80万トン以上の収益からどんどん遠ざかっていきよると、そういう状況にもあります。その中に、調査結果として高齢化によって減ったと結論づけてあるんですよ。高齢者でもできるようなつくり方、八女市の場合、指導部がありませんので、技術的な面が質問ができませんけれども、年寄りでもできる、高齢者でもできるやり方をさせていただいて、高齢者ができるということは当然若い人はもっと楽にできるということですよ。そういう栽培のやり方も含めたところで、今後、農推協の中ではしっかり議論をしていただきたい。栽培上だんだん何か高齢者が厳しくなるような条件が出てきておるように感じます。基盤整備等の問題はありますけれども、現在収益がとれる畑の場合、それをきっちりと維持していくというのが大事なことだろうと思います。単収をしっかりと上げて経営が成り立つようなやり方もあるわけですので、そういうとも含めて一応検討いただけたらと思います。

済みません。お昼で終わるつもりでございましたけれども、ちょっと時間をとりました。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

7番堤康幸議員の質問を終わります。

午後1時25分まで休憩いたします。

午後0時23分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。傍聴の皆様には、昼からですけれども、よろしく願いいたします。

本日は3点ほど質問いたしております。

まず、1、八女市新庁舎建設基本計画について。

1つ、八女市新庁舎建設基本計画説明会がありました。2日間ですけれども、出席人数並びに説明会の趣旨ですね。

2番目、説明会で出された意見、私も出席しましたが、いろいろなものがありました。それがどのようなものなのか。

3番目、事業手法としてDB方式、DBO方式、PFI方式とは。全国で3方式を利用された建築事業実績（官公庁の建物）。

2番目に、公立八女総合病院について。

1つ、平成30年12月議会において質問しましたが、筑後市長、八女郡広川町長との話し合いはその後なされたのか。

2つ、今後、公立八女総合病院についてどのように考えてあるのか。

3つ、厚生労働省が発表いたしました公立病院統合・再編について、今後、八女市としてどうするのか、どう考えてあるのか。

4つ目、公立八女総合病院の内部留保資産について八女市に報告はあっているのか、なければ企業団の構成団体として知っておくべきではないのか。

5、平成30年度公立八女総合病院への負担金額はということでお聞きいたします。

最後に3つ目、八女市の教育問題について。

八女市の小中学校が保有する絵画、書等の管理、保存、修復についての考えは。

2つ目、平成31年4月22日付、31文科初第152号について、児童生徒への指導についてはどのようにされたのか、お聞きいたします。

傍聴の方も見えておりますので、わかりやすい言葉できちっと回答していただくようお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お疲れさんです。午後もよろしく願いいたします。

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市新庁舎建設基本計画についてでございます。

八女市新庁舎建設基本計画説明会の出席人数、説明会の趣旨はという御質問でございます。

八女市新庁舎建設基本計画に関する市民説明会の出席人数につきましては、掲載している資料のとおりでございます。

この説明会は、平成30年度に策定いたしました本計画の内容につきまして、市民の皆様説明し、御理解いただくとともに、さまざまな意見を頂戴して今後の新庁舎建設に役立てていくために開催させていただいたものでございます。

次に、説明会で出された意見はどのようなものかというお尋ねでございます。

説明会では、基本計画の策定の進め方や新庁舎の建設地、事業費などに関して、御出席の皆様からさまざまな御意見をいただきました。そのほかを含め、御意見の内容につきましては資料のとおりでございます。

次に、事業手法としてのDB方式、DBO方式、PFI方式とは何か、全国で3方式を利用された建築事業実績（官公庁の建物）ということでございます。

DB方式とは、デザイン・ビルド方式の略称で、建物などの設計と施工の両方を同じ事業者に一括して発注する手法でございます。DBO方式とは、それに加えてオペレート、つまり、その後の施設の運営や維持管理などを含めて発注する手法でございます。また、PFI方式とは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ方式の略称で、公共施設などの設計、施工、維持管理及び運営に民間資金とそのノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法のことでございます。

全国で3方式を利用された官公庁の建築事業実績につきましては、資料のとおりでございます。

続きまして、公立八女総合病院についてでございます。

平成30年12月議会の質問後、筑後市長、八女郡広川町長との話し合いはされたのかという御質問でございます。

議員からの御質問につきましては、今、極めて重要な時期でございまして、議場での発言がどのような影響を及ぼすかを考えますと、答弁を控えたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、今後、公立八女総合病院についてどのような考えなのかというお尋ねでございます。

本市としましては、将来の八女筑後医療圏の中核を担う医療機関として福祉増進を図る役割を果たしていくような構想があれば、支援していかねばならないと考えております。

厚生労働省が発表した公立病院統合・再編について、今後、八女市としてどうするのかというお尋ねでございます。

統合・再編につきましては、安定した医療提供の問題、在宅介護の問題を含めた病院運営の観点から、公立八女総合病院企業団が策定する医療体制の基本構想の申し出があれば、構成自治体の広川町と協議し、また、関係機関などを含めて対応してまいりたいと考えております。

次に、公立八女総合病院の内部留保資産については八女市に報告はあっているのか、なければ企業団の構成団体として知っておくべきではないかという御質問でございます。

公立八女総合病院企業団の決算状況につきましては、地方自治法の規定に基づき、一部事務組合の構成団体の長に通知することになっておりますので、決算書にて報告されております。

次に、平成30年度公立八女総合病院への負担金額はという御質問でございます。

公立八女総合病院企業団負担金は、掲載しております資料のとおりでございます。内訳は建設改良費及び救急業務等に対するもので、その財源は普通交付税、特別交付税額でござい

ます。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

3、八女市の教育問題について、1、八女市の小中学校が保有する絵画、書等の管理、保存、修復についての考えはとのお尋ねでございます。

八女市立学校におきましては、保有する絵画、書等について、備品台帳に登録をして管理を行っております。保存、修復につきましては、絵画、書等の状態の正確な把握ができておりませんので、修復については今後、調査研究してまいりたいと考えております。

2、平成31年4月22日付、31文科初第152号について、児童生徒への指導についてはどのようななされたのかとのお尋ねでございます。

八女市立学校におきましては、24校中、全ての学校が5月1日の改元の日国旗を掲揚しており、5月1日がどうして休日となるのか、児童生徒に理解させる取り組みを行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

まず、八女市新庁舎建設基本計画説明会、出席人数、発言者、説明会を開かれた趣旨についてお願いいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

基本計画の市民説明会につきましては、まず5月21日、こちらはおりなす八女、小ホールで行いました。こちらの出席人数は27名でございました。

そして、翌日ですけれども、5月22日、こちらは黒木支所の大会議室で行っております。こちらの出席人数は14名でございました。

申しわけありません。発言者の方の人数については、正確には把握しておりません。

それから、趣旨についてでございますが、平成30年度に市民アンケートを実施しまして、市民懇談会、市議会、その他市民の皆さんからさまざまな御意見をいただきながら基本計画書を策定してまいりました。その内容につきまして説明し、御意見をいただきたいという趣旨で、この説明会を開催したものでございます。

意見につきましては、内容を精査し、今年度から実施する基本設計において、盛り込むべきところは盛り込んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

いただいている資料では、「5月21日開催分（発言者7人）」「5月22日開催分（発言者4人）」とちゃんと資料でいただいております。今言われました説明会の趣旨、私もおりなす八女には行っております。その中で、いろいろな意見が出ました。説明会なのか、報告会なのか。説明会であれば、当然、今言われたように、説明会で皆様の意見が出ました、その意見を参考にします、これはいいことだろうと思えますけれども、私からいえば、あれは報告会ではなかったのかと。決まりましたよと、はっきり説明で——報告会とは言われませんでしたけれども、もう決まっていますというニュアンスでした。議会の了解も得ていますと、はっきり説明の中でありました。

意見が出ましたのは、それなら、ここで自分たちが言った意見が、ほかのところに建ててもらいたいということが認められるのかと。それに対しては明確な答えはございませんでした。大牟田市役所が今の古い市役所を解体したいというものを出示しましたけれども、予算が凍結されております。それで、まず説明会をされております。ところが、やはり市民の中から、もっと丁寧な説明会をすべきではないかということで、校区ごとの説明会をすることがちゃんと新聞記事に載っておりました。今回、2カ所において説明会がされましたけれども、八女市の新庁舎についてはこの2カ所の説明会で終わりでしょうか。どのようにお考えなのか、お聞きします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

今回の説明会をまだほかにも行う予定であるかという御質問でございます。

本日の説明会の資料の内容につきましては、広報の5月1日号、こちらでも4ページを使って同じような内容で説明掲載をさせていただいております。現在はこの内容について、説明会を2回行いましたが、この基本計画につきましては、この説明会をもって、これ以上の説明会は開催しない方向で考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

これは八女市新庁舎建設基本計画の中で、新庁舎建設に関する市民アンケート報告書、調査概要、まず、配布数3,500人、回答数1,302人、回収率37.2%です。これと、2回行われました説明会において説明は終了と、しませんでした。もう少し丁寧な説明をすべきではないでしょうか。確かに今のところで決まったよという新聞記事も出ましたので、私も市民の方に聞きますけれども、いっちゃん知らんやっばいという方が非常にたくさんおられます。ならば、今からでも結構ですので、やっぱり校区ごととか丁寧な説明会をすべきではないかと思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

まず、この基本計画の説明に当たりましては、議会の皆様には、この基本計画案ができましたときに、2月上旬でしたか、まず、建設地が現在地で建てさせていただくという表明をさせていただきました。あわせて、全体の基本計画について説明をさせていただいたところでございます。その際に議員の皆様方からも御意見を頂戴したところでございます。

そして、この全協での説明が終わった後に、未来づくり協議会、こちらのほうでも同様の説明をさせていただいたところでございます。あわせて行政区長会、こちらでも説明をさせていただいて、それぞれ御意見をいただいたところでございます。

こういった経過を踏まえまして、今回の広報に掲載をして、それから、市民の皆様方に説明会に入らせていただいた、こういった形でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

御理解いただけないのでしょうかということですが、私も議会においては質問もしましたし、全員協議会においても言いましたけれども、本当に今のところで、アンケートの一番問題点、駐車場ですよ。今でも、おりなす八女で何かあるときは駐車場にとめることができませぬ。じゃ、今のところで建築する場合、何年ほど市民の皆さんに迷惑をかけるのか。市民の中にはしょうがい者の方もおられるでしょう。老人の方もおられるでしょう。そういう方に、建築に何年かかって、何年ぐらい御迷惑をかけるのか、それはある程度検討されてあるだろうからお聞きしますけれども、何年ぐらいですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

御説明させていただきます。

まず、この新庁舎建設に当たりまして、最初にスケジュールを御説明させていただきたいと思っております。

今年度、令和元年になりますけれども、それから令和2年にかけて基本設計、そして実施設計に入っていきます。令和3年度から、こちらからが正式な建設に入っていく形になりますので、令和3年度、令和4年度の中で完成をさせていきたいと思っておりますが、諸事情によって令和5年度、こちらにまたがる可能性もあるかと思っております。この令和5年度で庁舎の引っ越しを行いまして、そして、外構整備に入っていく、こういった流れになると思っておりますので、先ほど言いました令和3年度から建設が入ってきます。令和3年度から令和4年、令和5年、そして、令和5年くらいですね、このあたりまで住民の皆様方には、少しの間、駐車場に関しては御迷惑をかけることとなるかと思っております。

しかしながら、この駐車場対策については、議会の皆様方からも御意見を頂戴しておりますので、特別委員会からも提言書をいただきました。ここにつきましては仮駐車場、それと

周辺の駐車場、それと巡回バスを運行するなど、そういったもの、まだほかにもマイナンバーカードでの諸証明の交付手続とか、そういったものを御紹介していきながら、現庁舎での混雑等の解消に取り組んでいかなければならないと私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

説明の中でお聞きしたのが、伝統工芸館までは車で来てくださいと、そこからシャトルバスを出しますということをお聞きしましたが、それは考えていないということですか。今でもそれは考えてありますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

駐車場の関係につきましては、これからしっかりと検討していかないといけないと思えます。先ほど議員からございましたように、伝統工芸館駐車場からバスを回すとか、そういったものにつきましても、今後しっかりと検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

先ほど堤議員のほうから避難所等についてお聞きされました。やはり市庁舎というのは、単なる市庁舎ではなくて、当然、避難所、あるいは災害のときの拠点機能を含む建物だと思います。福島地区、よく水が上がる場所です。それで果たして本当に今の場所でのいいのかということまで含めてされたのか。説明会にお見えになっただけの方が、360億円しかない予算の中で、外構まで含めれば65.8億円です。今現在がそれだけです。恐らく考えられるのは、働き方改革によって賃金も上がるだろうし、オリンピックに向かっては資材も高騰するだろうし、65.8億円がどれだけになるかは予想はつきません。つきませんが、やっぱり災害拠点まで兼ねるなら、本当に安心・安全なところ、7年前も自衛隊もお見えになって、庁舎の中を自衛隊の方も歩いておられました。当然、災害があれば自衛隊の車両、あるいは防災ヘリ、警察のヘリ、消防署のヘリ、いろいろ来るはずで、絶対ああいうことがないとは言えません、50年に一度の雨とか、100年に一度とか。それを考えれば、果たして今のところが本当に適地なのか。

やっぱり40年先、50年先の、人口は減りますけれども、八女市の防災拠点も兼ねた庁舎として本当に今のところが適地なのか、そういう説明を最低でも校区ごとでももう一回ずつすべきではないのか。もう終わりと言われましたけれども、大牟田市もちゃんとやっていますよ。（「大牟田市は違う」と呼ぶ者あり）いや、違うじゃなくて、そういう必要性を市民の方から意見として出たのは御存じでしょう、あの意見の中で、説明会をしてくれということ

を言われました。それについては課長、どうのお考えですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

この計画書につきましての説明会、まだ必要ではないかという御意見があったことは、私もおりましたので、承知しておるところです。しかしながら、先ほどから申し上げますとおり、この基本計画については、今回、説明をさせていただいた経過の中で、市が決定をさせていただきまして、そして、議会の御承認を得て進めているところでございますので、今後、この基本設計の進捗に合わせて、その機会を捉えて必要なところで、こういった形では検討しないといけませんけれども、市民の方々の意見をいただくような、そういった取り組みは行っていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。（「合併推進債の関係での期限もあるんじゃないか」と呼ぶ者あり）

議員の質問の中でございますけれども、財源の関係のお話でございます。こちらにつきましては、合併推進債がございますので、こちらの期限が平成36年度と一つございます。これに向かって、この有利な起債を活用させていただく、こういったこともひとつ頭に入れながら、このスケジュール感を持って、この庁舎建設に取り組んでまいらなければいけないと思っておるところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

あの場におりましたので、意見が出ました中で、合併推進債、平成22年2月1日合併より15年間で建物が建つとかなきゃいけないと。そのとき言われたのが、質問者の中から、ありきで言ったんじゃないですかという意見も出ました。それは課長はおられましたから、わかっていると思います。その中でも、60億円じゃなくて、三十数億円でできた庁舎もあるんじゃないのかという意見も出ました。その後、場所は特定されませんでしたけれども、今の答弁を全部見ますと、もう決まっているんだよと。市民への説明会は2カ所でしました。合計の41名、果たしてこれが説明会と言えるのか。それについてはいかがですか。市長、いかがでしょうか。2カ所で41名、これを説明会、これで終わりですよというお考えでしょうか。

○市長（三田村統之君）

限られたエリアの中で連絡をして、通知をして、説明会をしたわけじゃありません。広報を通じたり、行政区長を通じたり、いろんな組織を通じて連絡はきちっとやっている。しかし、おいでいただいたのはそのくらいの人数になったわけですね。だから、ごく一部のところにだけ連絡しているわけじゃありませんから、その点は御理解してもらいたい。

○10番（牛島孝之君）

いや、私は職員アンケートでも、市民アンケートでも、やっぱり駐車場が足りない。特

に今のところは、おりなす八女が建てかえできるようなものではないです。まだ新しいもので。やっぱりこの駐車場が一番必要だろうと、市民が来るのにですね。（発言する者あり）必要だろうから、やっぱりそれを考えれば、確かに広報に出しました、来たのが2カ所で41人とは言われますけれども、せめてまちづくり協議会、校区ごととか、そういうところすべきではないのかということ聞いておりますので。

課長の意見としては、当然、市長と同じ意見だろうと思いますけれども、確かに広報活動はちゃんとしたと。広報にも載せたよと。関心があったのが合計で41人しか来ていないということですが、41人と言われますけど、出席者数27人、恐らく市職員の方が8人ぐらいおられたのかなと。市職員も当然市民の方ですから来てもらって結構ですが、もう少しやっぱりきちとした説明をすべきではなかったのかと思います。

今からでも各まちづくり協議会、校区ごと、やっぱりそれは必要じゃないかと思えますけれども、市長からはちゃんと説明はしていましたよと。ただ、人数は少なかったけれども、これは来ない人が悪いという言い方は失礼ですが、関心がこのくらいしかなかったのかなと。いつまで言っても、禅問答じゃありませんけれども、なかなか結論は出ません。私は今でもほかに建てるべきだろうと思っております。ただし、日本は法治国家で民主主義でするので、それになかなか異議を唱えることはできませんけれども、今のところで本当にするならば、やっぱり私は今のところを、伝建地区、あるいは福島地区を散策の拠点としてすべきではないのかと思います。もう進んでいるよと。先に進んでいるから、もうとめることはできないと。行政というのはそういうものでしょう。だけれども、やっぱり市民の方は関心があって見えています。あの会場にも見えてありました。意見もちゃんと出しておられました。それについて、やっぱり市長、校区ごとの説明会とか、そういうのはされないということよろしいですか。いかがですか。最後にお願いします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

繰り返しになりますけれども、この基本計画の説明につきましては終了させていただいておりますけれども、今後、このスケジュール、基本設計、実施設計に進んでいく中で、必要な状況が生じたときに、市民の皆様方の御意見をいただくような機会を検討してまいりたいと考えているところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

御理解をと言われますけど、理解はなかなかできませんので、これは仕方ありません。

次に、公立八女総合病院について。

昨年11月11日の朝日新聞にこう載っております、「医師不足、地域医療に影」と。「久留米大、近くの2自治体病院に統合提案 地域の病院への常勤医の派遣などで、筑後地方の医

療の中核を担う久留米大が、近接する二つの自治体病院に統合を提案している。医師不足が深刻になっており、統合すれば限られた人材を集中的に派遣できるようになる。だが、経営状態の違いもあって、話は進んでいない。2016年10月17日付で1通の文書が出された。差出人は久留米大の学長と医学部長。送り先は公立八女総合病院を運営する八女市、広川町と、筑後市立病院を運営する筑後市のそれぞれの首長、議長だった」と。内容的には「「近い将来、両病院での診療の維持が困難になり、地域に大きな迷惑をかけることになる」と指摘。その上で、両病院が統合して400病床以上の新病院になるよう提案した」と、こうちゃんと載っております。

さかのぼります。9月22日、西日本新聞、「八女病院、公立で存続 市長「単独でも支援」を表明」となっております。筑後市においては、同じ構成団体ですけれども、民間移譲もあるのではないかと議会でなっております。（「広川町」と呼ぶ者あり）済みません、広川町ですね。筑後市においては、西田市長のほうから申し入れがあって、諸事情があって統合はできないと、そうなっております。だから、12月議会において、広川町並びに筑後市とその後お話をされましたかということをお聞きしました。半年たちました。その間、お話し合いはなかったわけですね。あったか、なかったかだけお願いします。

○市長（三田村統之君）

3者での話し合いというのは全くございません。広川町とは、本年2月に中園前副市長と一緒に考えていきませんかというお話は申し上げておりますが、正式な返事はあっておりません。

この問題、1つは、各行政区の理解の度合いに差が余りにもあり過ぎるのではないかと。今言われたように新聞でも掲載されておりますが、八女市の場合は高齢化率が非常に高い、高齢者が多い。そしてまた、介護も必要になってくる。この中山間地をどう守っていくかという大きな将来的な課題があります。そうでない、八女市みたいでないところもあります。それともう一つは、やはり病院と行政の連携がどの程度いつているかというのは、我々にはわかりません。そのあたりのいろんな行政間の差があって、同じテーブルで話し合いをするというのは、現時点では、もう少し企業側が具体的な構想、企画をきちっと出して、皆さんが一番関心があるのは、我々もそうですが、じゃ、建設したときに、留保財源もある、借り入れもできる、しかし、それに参加した行政の負担というのは、この建設費に幾ら出さなきゃならないのかと、どの程度の資金を準備しなきゃならないのかということが、最終的には私は行政を預かる者として非常に重要になってくるのではないかと。

したがって、そのことを考えると、ある程度のことが出てこないとなかなか返事ができない、回答ができない。筑後市も広川町も気持ちは一緒だと思うんです。一緒だと思うんですけども、そういう構想に対する確たるもの、自信というもの、そして同時に、また財源的な

もの、それぞれ10年、20年、30年、次の世代の財源が一体どうなっていくのかと、この公立病院に対する負担がどうなっていくのかというのが非常に大きい課題だろうと思っておりますので、今、もう一度、企業団にきちっとした構想、企画を出して、そして、自主財源、借入金、そして、関係自治体がどれだけ負担をしていかなきゃならないのか、こういうことをもう少し詰めた議論をしてほしいということで、実は先日も久留米大学の学長——まだあっているかどうか知りませんが、一回流れています。学長も含めた構成メンバーで議論をするというところまでいっております。

だから、おっしゃったように、久留米大学がいわゆる公立八女総合病院を将来の八女、筑後、広川の中核病院としての役割を果たしていく。そのことによって、統合することによって医師の派遣が非常にしやすくなりますと。あるいは医療技術者の試験が非常にやりやすくなりますと。だから、そういうことを考えますと、今、久留米医大でも医師が非常に不足をしている、そういう中でやりくりが大変なんですね。それに、今の状態で医師を派遣できるかというのは非常に不安があるということでもありますから、総合的に考えてやらないと、自分たちの気持ちだけでこの問題を進めていこうというのはなかなか難しい。要するに自治体は自治体で、3者が1つの心になる、同じ気持ちになる、このことが前提でありますので、そういう面で、もう一度十分検討して具体的な策を出すように企業長には私から申し入れをいたしております。

したがって、時間はかかっておりますけど、しかし、そんな短期間でできるような問題ではございません。いろんな情勢が絡んできます。国、県の問題もございませぬし。そういうことで、我々としては、八女市としては当然、議会の全員協議会でも企業長がお話ししたように、その構想に私どもは支援をしていく必要があるのではないかと結論を出させていただいているところでございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

市長の答弁、ありがとうございます。確かに短期間でできるものではないと、それはわかります。当然、3自治体がありますので。ただ、やっぱり市民は新聞記事とか市の広報しか見られませんので、今、医療として公立八女総合病院にかかってある方、ああ、よかったという人もいるかもしれません。逆の立場の人もいるかもしれません。ただ、やっぱりこの八女・筑後地域に拠点病院だけは必要だろうと、それが公立八女総合病院であろうということには私も何も言うことはございませぬけれども、本当に心配してある方は、新聞記事だけ見て、ああ、公立八女総合病院は残るげな、市民病院でよかったねという方もおれば、市単独で本当に大丈夫かという市民もおられるわけですよ。短期間で云々というのは確かにわかりますけれども、ある程度の情報は出していただかないと、不安がる市民の方が多くなっては困りますので、特に医療というのは、この高齢化社会であれば当然、医療から介護福祉と

連結しますので、八女市の喫緊の問題だろうと。特に、中山間地については、おれどんな、どけかかりゃよかつかいじゃ困りますので、やっぱり市民の安心・安全、これは行政の長としてされるべきだろうと思いますし、早急には云々ですけれども、首長だけじゃなくて事務方の話し合いも必要だろうし、そういうこともぜひ市長にはお願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

先ほど申し上げたように、これは急いで解決するのも危険と言ったら誤解があるかもしれませんが、やはり念には念を入れて、久留米大学、そして3自治体、2病院が一体となって一つの方向に向かうまではなかなか時間がかかる。そして、市民の皆さん方にも、今、議員おっしゃるように、こういう形で進んでいきますよということを早く知らせたいんだけど、まだそこまでいっていないということをひとつ御理解いただきたい。

というのは、公立八女総合病院自身も早く結論を出したいんです。なぜならば、看護師さんたちが公立八女総合病院は民間移譲になるんじゃないのと、あるいはこれからどうなるかわからないと、自分たちの職を守ることができるのかと、もうどこかに変わろうと、そういうわさが公立八女総合病院の中に広がってきている。それを一番心配しているのは企業長。看護師、それから、医療技師がやはりきちっと確保できないと中核的な病院にはなれないわけでございますので、その点はできるだけ早く努力をして一つの方向に行けるように、時間がかかるかもしれませんが、私としては安心して市民の皆さん方にこんな形でやりますよということを言えるように努力をしていきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

4月24日です。これは西日本新聞にも載りましたけれども、共同通信ニュースとして、「公立病院、統合・再編へ 厚労省、医療費抑制狙い」と。「厚生労働省は24日、手術件数などを分析し治療実績が乏しい場合は統合や再編を促すことを決めた。夏にも具体的な病院名を公表し、地域での議論を求める」と載っております。

やっぱり余りにも時間をかけると、こういう厚労省、国からの直接の動きがあるんじゃないかという心配もしておりますので、ぜひ3自治体で緊密な連絡をしていただいて、そして、企業長も含めて、そこにまた久留米医大も含めて、ぜひ公立八女総合病院をよろしく願いいたします。

次に、公立八女総合病院への負担金額ということで資料をいただいております。公立八女総合病院企業団負担金、平成22年度509,327,070円、いろいろありまして、平成30年度が509,852,507円となっております。この負担金というのは、実質的に八女市が出しているわけじゃないわけでしょう。そこら辺をお聞きします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

掲載しております資料は、本市の一般会計、衛生費、保健衛生費から支出しております公立八女総合病院企業団負担金として企業団へ交付をしたものでございます。内訳は建設改良費、救急業務等に対する普通交付税、特別交付税の額でございます。この中には市費分は含んでおりません。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

負担金というのは、当然、国から来る、八女市を通じて行くということですが、現実には八女市が公立八女総合病院に出している金額というのはわかりますか。この負担金じゃなくて、実質出している金額。もしありましたらお願いします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

本市から企業団のほうへ支出しております金額はございません。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

そうしないと、負担金ということになると何か八女市が出しているように考えますので、ちゃんとした答えを出していただかないと、市民も勘違いされると困りますので、お聞きしました。

平成30年12月21日、公立病院議会を傍聴いたしました。その中で、企業長から説明がありまして、平成29年度326,800千円の損失と。当然、赤字という意味です。内部留保資産、説明がございました。固定資産86億円、流動資産65億円、うち現金・有価証券が47億円、平成30年3月31日現在ということで報告がございました。それをメモっておりますが、この数字は市のほうには報告はあっていますでしょうか、お聞きします。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

議員の御質問にお答えいたします。

内部留保資産につきまして、その報告はありませんけど、先ほど市長が答弁しておりました地方自治法第287条の4の規定に基づきます決算書を毎年出していただいております。この決算書の中において、内部留保について記載がされていることは確認しております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

記載されている金額は一緒でしょうか。その記載は確認はされていますか。記載はされていますじゃなくて、記載された数字と、私が聞きました企業長が議会において説明をされた金額は間違いはないと思います。その確認はされるのでしょうか、されないのでしょうか。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

私が手元に持っている数字につきましては、平成29年度の決算書に基づきます流動資産の状況でございまして、そちらの金額については、公立八女総合病院企業団のほうから報告を受けた金額でございまして、同じ金額だと承知しております。

○10番（牛島孝之君）

同じ金額ということは確認されましたということですね。それでよろしいです。

やっぱりこの公立病院問題というのは、地域の医療として本当に必要な拠点病院だろうと思います。

平成29年3月、福岡県地域医療構想、この中にいろいろ書いてございます。各構想区域地域医療構想調整会議日程、八女・筑後区域日程、平成31年2月4日、八女筑後医師会館、どのようなお話がこの中でされたのか、出席はどなたがされたのか、まずお聞きします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

平成30年度第2回福岡県八女・筑後区域地域医療構想調整会議の御質問でございます。

日時は平成31年2月4日、場所は八女筑後医師会館にて行われております。このときの八女市の出席委員は健康福祉部長が担当してございまして、議事について、残っております資料で確認いたしますと、議事の内容では、これまでの地域医療構想の取り組み状況について、地域医療構想の推進に向けた今後の取り組みについて、以上のようなことが協議をされているようでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

この福岡県地域医療構想の八女・筑後区域という中で、必要病床数の推計値と現状の病床数との比較で、回復期が241床不足する見込みである。在宅医療にあっては全般的に充実を図っていく必要があるが、八女東部の山間地で在宅医療の提供体制を構築するのは容易ではなく、そのあり方について関係者と協議していくことが必要である。施策の方向性、不足する回復期病床については、医療機関の自主的な取り組みを基本としつつ、急性期、または慢性期病床からの機能転換により確保を図っていく。現状と課題、施策の方向性、いろいろ書いてございます。ただ、平成29年3月現在の県地域医療構想です。

やはりこれだけ大きな八女市になったときに、本当に中山間地の方々、一生懸命今まで仕事されて、高齢化はしてあるかもしれませんが、やっぱりきちっとした医療を提供するのが当然首長の役目だろうと。そのためには、やっぱり拠点病院として公立八女総合病院が必要だろうと。そして、充実させていくと。だから、企業長とのお話も、当然、企業長が言われたように早く方向性を出して、八女市長、広川町長、筑後市長、それに久留米医大を

含めて、よりよき医療を提供できるようにぜひよろしく願いいたします。

次に、教育問題についてお聞きします。

資料をいただきました。この中で挙がっていないものがございました。それについては担当職員には申し上げました。たまさか、うちの親戚の方でした。なぜ載っとらんのか、単なるミスなのか、ちょっとまずそこら辺をお聞きします。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

まず、資料として議員に差し上げた分につきましては、これは備品台帳にて管理をしている分でございます。各学校には、これ以外にも額縁に入って実際に展示をされている絵はございます。ただ、それらの絵については備品台帳にて管理しておりませんので、今回の資料にはつけていないということでございます。

以上です。

○議長（角田恵一君）

午後2時35分まで休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開します。

○10番（牛島孝之君）

ただいま備品台帳と言われましたけれども、学校も統廃合がいろいろあっております。備品台帳が統廃合のときにきちっと引き継ぎされていますでしょうか。その確認はできるんですか。備品台帳は各小学校にあったけれども、統廃合で大分少なくなっております。特に、黒木あたりは少なくなっております。そのときにきちっとした備品台帳がそのまま受け継がれているのかいないのか、その確認がされているのかされていないのか。されていないなら、答えとしてはされていないで結構です。いかがでしょうか。

○学校教育課長（中島賢二君）

統廃合のときに備品台帳の引き継ぎがきちっと行われているかどうかということについての確認はしておりませんが、いわゆる学校の引き継ぎとしてきちんと行われているものと認識しております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

役所としての答弁は確かにしているということで結構ですけれども、この写真を要求しましたところ、いかにも今回撮りましたと。建物が写っておったり、窓が写っておったり。そ

れと、書についてはテーブルの上に置いたりとか。今回を機に、できればきちっとデジタルデータとして、そして、なければ、どういう沿革で、どなたが寄附されたのか。そして、書であれば、これはどういう意味を書いている書であるとか、やっぱり子どもの目の見えるところにする必要性があるのかなと思います。

上妻小学校ですけれども、ロッカーの上にあります。絵もありました。作者は知っておりましたので、ひょっとしたらと思いましたが、案の定、その方でした。非常に有名な方です。やっぱりそういうのは各小学校に寄附された方の思い出もあるだろうし、それをきちっと歴史として残すし、子どもたちにはこういう意味の書ですよということをきっちりするのも教育の一環かなと思います。

今後、確かに予算的なものは必要かと思います。やっぱり今回を機にデジタルデータ化をして、作者不明もありますので、きちっとそこも調べ上げてすることも必要だろうと思いますけれども、確かに予算が必要です。教育長どのようにお考えでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃるように、地元出身の作者もたくさんいらっしゃいまして、好意で寄贈していただいた方もたくさんあるかと思えます。ただ、備品かどうかということに関してはなかなか難しいところがありまして、これは先ほどありましたように、今後、関係機関と連携しながら整理をしていこうと思っております。

それともう一つ、やはり子どもたちの身近にある文化的財産でありますので、そういったことで子どもたちへの周知、興味が湧くような取り組み等についても、今後、学校のほうで取り組んでいけたらなと思っております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

特に、書あたりははしみが出たりしておるのもあるようです。これは予算を伴うものですから市長にお聞きしますけれども、やっぱり八女市は文化の都市ですので、こういう小学校にある書とか絵画、温度も調整できない、湿度も調整できないということで亀裂が入ったり剥離したりしているのがあるようです。有名な田崎廣助先生の絵もこの中には入っております。そういうのについて、当然、予算化が必要でしょうから、市長いかがでしょうか、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○市長（三田村統之君）

文化財については、特に、八女市の場合は芸術文化の過去の有名な人材がいらっしゃるの、次の子どもたちにそういう方が八女市にはいらっしやったと誇りを持てるような文化的な資料というのは整備をしていかなきゃいかんと思います。

ただ、問題は一枚一枚の価値がどの程度あるのか。例えば、本当に本物であるのか、そうじゃないのか、いろいろあると思うんですね。だから、そのあたりの調査をまずやらないと、価値判断をやらないとできないわけですので、そういう調査をまず教育委員会のほうでやっていただいて、どうしてもこれは価値があつてきちっと保管をしなきゃならないというものについては、その対応策については当然行政も考えていかなきゃいかんだろうと思います。

○10番（牛島孝之君）

この中で、10ページですけれども、筑南小学校にある作品名「ゆりの花」ということで、作者は田崎廣助画伯となっております。にせものをやつてあることはないと思いますが、それは調査も必要でしょうけれども、やっぱりそれには当然費用が必要でしょうから、予算については市長部局ですので、そこら辺はよろしくお願い申し上げます。

次に、文部科学省初等中等教育局長、永山様より平成31年4月22日、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての学校における児童生徒への指導について」、これについてはどのようになされましたでしょうか、お聞きいたします。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

先ほど教育長が答弁いたしましたように、全24校が国旗を掲揚し、なぜ5月1日が休日になるのか、児童生徒に理解させる取り組みは行っております。具体的にどのような話ぶりで指導したかまでは調査はしておりませんが、御指摘の通知「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての学校における児童生徒への指導について」によりますと、「国民こぞって祝意を表する意義について、児童生徒に理解させるようにすることが適当と思われます」との記載がありますので、これに沿って各学校にて御指導いただいていると考えております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

余りにも強制というのは必要ございませんけれども、やはり自然とですね、象徴である天皇陛下が日本にはおられるということで、きちっと子どもたちにも教育をしていただきたい。強制的にならないように今後もお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様大変お疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。このたびの選挙、一票一票へ

の重みを担い、市民の皆様のために働く決意でございます。

本日最後の一般質問です。最後まで御清聴よろしくお願いいたします。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、地域共生社会をどのように構築していくのかとの質問です。

第4次八女市総合計画の後期基本計画の中でも、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、長期を見据えた中での人口減少抑制のための戦略的な施策を講じていくとされ、その人口ビジョンは、目標人口を2020年では6万700人程度とされ、約40年後の2060年には3万7,400人程度とされています。

国では、高齢者人口がピークを迎える約20年後の2040年には、ひとり暮らし高齢者の急増をどのように位置づけていくのか、特に、75歳以上がふえ続けていくと予測され、その課題を克服し、誰もが輝く日本社会の構築に必要な政策の一つとしております。一方で、勤労世代は年々減少していくとされ、20歳から64歳は2040年ごろまでに1,400万人から1,500万人程度も減少するとされ、政府は高齢者や女性の就業率が現状より多少上がったとしても、就業者数は1,000万人近く減ってしまうと言われております。特に、人口減少は地方が顕著とされ、過疎化が急激に進む地域と人口が横ばいの地域との差が目立つようになるであろうと予測されておりますが、本市では既に人口減少が急激に進んでおり、その対応は急がねばなりません。

行政を初め、生活基盤を支える交通機関や病院などが住民に適切なサービスを提供できるのが問題となり、ひとり暮らし高齢者が健康的な生活を送れるのが焦点で、今後の約20年間はこのような視点から社会保障制度や働き方、まちづくりなどの面で政策の検討が求められます。市区町村の枠組みを超えて、住民の生活地域を集約するような政策のあり方が積極的に検討される必要があると考えます。

以上の点を鑑み、1、住みなれた地域で暮らし続けるための現状の課題は、また、そのために、2、地域力をどのように生かしていくのかをお尋ねいたします。

次に、行政による働き方改革への取り組みについてお尋ねをいたします。

本市では、広域合併より明年で10年が経過をいたします。この広大な面積を持ち、人口減少、高齢化の進行の中で、市長を初め、行政を担う職員の方々の役割は大変に重要となります。個々の働き手が本来持つ能力や持ち味を十分に発揮して、生き生きと働き、仕事、生活面で満足度、豊かさを高めるという意味で人材を覚醒させることが重要とも言われています。

国では、働き方改革関連法が4月から大企業、中小企業と順次施行されています。この改革は長時間労働是正も個々の働き方の時間当たりの生産性向上とセットで行われる必要があるとの観点から、行政において次の3点をお尋ねいたします。

本市における人的配置はどのように取り組んでいるのか、支所機能を今後どう考えていく

のか、時間外労働をどのように考えているのか、以上3点をお尋ねいたします。

あとは質問席にて順次質問させていただきます。明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地域共生社会をどのように構築していくのかという御質問でございます。

住みなれた地域で暮らし続けるための現状の課題はというお尋ねでございます。

平成30年に策定した第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、人と人とのつながりが希薄化したことに加え、少子・高齢化が急速に進み、地域での活動や行事などの継続が難しい傾向にあります。地域住民がお互いに助け、助けられ、支え合うことを意識する見守り活動などの担い手を確保することは大きな課題となっています。

本市では、各種相談の支援体制の充実や小地域での組織的な支え合いの仕組みと体制を整えることなど、人と人とのつながり、きずなを深める地域づくりの支援を進めております。

次に、地域力をどのように生かしていくのかという御質問でございます。

本市では、八女市社会福祉協議会と連携し、小地域福祉活動の推進に取り組んでおります。具体的には、市内のまちづくり協議会ごとに福祉部会の設置推進や身近な地域での福祉活動協力者として、福祉委員や見守り連絡員の設置を推進しております。また、行政区長、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの貴重な人材と連携、協力して、地域住民の交流の場を充実させ、参加しやすい地域活動を推進し、人と人とのつながり、きずなを基本とした社会参加の意識づくりを進めます。

次に、行政による働き方改革への取り組みはどうかという御質問でございます。

人的配置はどのように取り組んでいるのかというお尋ねでございますが、職員の配置につきましては、限られた人員の中で、臨時・非常勤職員を含め、業務量に応じた定員管理を行い、各部各課及び各支所における適正な配置に努めております。

次に、支所機能を今後どう考えていくのかというお尋ねでございます。

合併前の旧町村の地域ごとに合計5カ所の支所を設置しております。各支所では証明発行や諸手続などの窓口業務、まちづくりの推進や道路、河川の維持補修なども行っており、災害発生時には避難所としても利用しております。

行政機能は支所も含めて常に時代状況に即した効率的で機能的な組織であることが求められており、今後とも本市に最適な行政組織となるよう随時検討を図ってまいります。

最後に、時間外労働をどのように考えているのかという御質問でございます。

職員の心身の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進の観点からも、時間外勤務の縮減に努めているところでございます。

時間外勤務の縮減に向けた方策としましては、時間外勤務時間の上限の目安やノー残業デーを設けるとともに、平成31年1月からは終業前に終礼を実施しております。終礼の実施によって職員間のコミュニケーションを円滑にし、日常的に効率的な業務の進行管理に努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○16番（三角真弓君）

私たちは今回、4年に1回の選挙があったわけですが、非常に広域な地域、そういう中を回りながら、やはり多くの課題を感じて選挙運動をしてまいりました。この4年に1回というのは大変なことですが、いろんな地域に行くことによって多くの課題が見えてまいります。私も今までここで何度か地域のことについて質問いたしましたけれども、改めて今回は同じような質問になることもあるかと思っておりますけれども、特に今回、同僚議員の質問を聞いていますと、やはり現場に足を運び、そこに答えがあるような気がいたしてなりません。

まず、住みなれた地域で暮らし続ける、要するに先ほども申しましたけれども、2040年というのを国が一つの大きな高齢者人口のピークと定めておりますし、人生100年プランということになっておりますけれども、特に、中山間地というのは既に2040年になっている状態ではないかと実感をいたしております。

その中で1つ、デマンドバスでございます。これは160以上の自治体が視察に見えた本来にすばらしい制度でございますけれども、このデマンドバスに対しての要望も何度かしてまいりました。土日を運行できないのか、また、デマンドバスを使えなくなった高齢者はどうして買い物や病院に行ったらいいのか、まずはこの1点、どのような取り組みをされ、この第4次総合計画の中でどこまでこの政策を進めていかれようとしているのか、まずこの点をお尋ねいたします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

デマンドタクシーについてでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

八女市も乗合型のデマンドタクシーにつきましては全体的には一定の評価はいただいているものと認識をしておりますが、やはり細部、細かいニーズに対しては、それは市民の要望であったり、この議場でも幾度となく御質問いただく形で御指摘いただいているところでございます。

この施策に対しましては、例えば、ドア・ツー・ドアをさらに徹底するために車両の小型化を進めておりますし、例えば、タクシーからバスへの乗り継ぎ、こういったものの利便性を図るためにガイドブックの作成でありますとか、堀川バスも、例えば、星野、矢部地区か

ら公立八女総合病院への通院の利便性を考えてダイヤの改正等も御協力いただいているところでございます。

ただ、やはり乗合タクシーという大きな制度が構造的にきめ細かいニーズに対応できない部分も残ると思いますので、この点につきましては、現在、我々が交通施策の基本としております八女市地域公共交通網形成計画との整合を図りながら、制度の研究であったり、他地域で実施されている事例の研究といったものを今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

今の答弁では、過去に質問したそのままではないかなと思うんですね。特に、中山間地のほうでは、住民の暮らしというのは集落が点々としております。そしてまた、本当に今は空き家が約1,700件近くなっているとも聞いております。そういった暮らしの中で、今の状況では安心した高齢者の生活、特に、高齢者の1人暮らし、2人暮らしのことは常に市長は考えていらっしゃるというのはいろんな場での発言で実感をいたしておりますけれども、この状態ではいつまでたっても高齢者の方の安心の生活には至っていないような気がいたします。

昨日の同僚議員の中で、1年間で426人の免許証返納者がいらっしゃるということを議場で発表になりましたので、私はその後、担当課長のところに行って、それを地区ごとに教えてくれとお尋ねをいたしました。旧八女で232名、黒木が77名、上陽19名、矢部10名、立花73名、星野15名ということで、旧八女とか立花の若干交通の便がいいところであれば、やはり返納の割合も高うございます。高齢化率が矢部村は51%を過ぎようとしております。その中で、返納者は10名です。だから、かなり無理をして、中山間地の生活で交通の手段がなければ生活できないという方がたくさんいらっしゃると思っています。そういう方たちのために、例えば、この乗合タクシー、特に、矢部診療所等で診察をされても、そこで診れないものは紹介状が出され、公立八女総合病院とか、遠いところでは医大まで行っていらっしゃる、そういう家庭もいらっしゃるわけです。そういった方が配偶者を見舞いに行くのに、非常に不便な交通の手段を使ってあるというのが現状だと思っています。

そういうことを考えたときに、この交通の手段をどのように今後検討していったらいいのかということで、もっと掘り下げて、各地域ごと、地区ごとにそういう実態の把握はされていると思いますので、そこら辺をもう少し詳しく見えないものでしょうか、お尋ねいたします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

済みません、答弁について何点か重複する部分がございますが、御容赦お願いいたします。まず、全市的なふる里タクシーの制度について、やはり大きな制度ということで、きめ細

かいニーズには応えづらいと申し上げましたが、これをもう少し見方を変えますと、まず、乗合タクシー制度自体は不特定多数のお客様を対象としているということでございます。ただいまの御質問の中で御紹介いただいた事例は、どちらかといえば特定少数というか、個別の課題に近いケースだと思われまので、公共交通の施策の中でも非常に不便な地域において特定少数の方が困っていらっしゃる事例があるということに対応できる制度もございまして、先ほどの答弁でも申しましたように、その制度の研究でありますとか、他地域でも実際に実施されておりますので、そういった研究を今後進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

研究ということでしょうけど、住みなれた地域で生活を続けるということは、もちろん交通の手段だけではございません。例えば、集合的な住宅ですね。矢部に生活支援ハウスというのがあって、20世帯の方がそこで生活をされておりますけど、非常に助かってある生活支援ハウスでございます。星野には10世帯の方が入れる、そのような生活支援ハウスがありますけれども、果たしてそれがそれだけで足りるのかという課題とか、特に急がなくてはならない課題は、もちろん旧八女市もそうですけど、特にそういった高齢化率の高い地域から何とか改善をしていく必要があるかなと思っております。

そういう中で、どうしても先ほど研究、検討ということを繰り返されますけれども、確かに行政だけでは難しいと思うんですね。路線バスである堀川バスを残しながら、そして、乗合タクシーを利用して、それに社協にまた力をかりていかななくてはなりませんけど、福祉有償運送という形、こういったものをつなぎ合わせながら一緒になって、そして、そこに民間の力をかりながら一つの交通網形成計画を立てていく必要があるのではないかなと、素人なりに判断をしております。

特に、昨日もある地区の議員と話をしまして、たった1世帯しかないようなところもあるとか、本当に何世帯しかない。けど、そこには間違いなく人が住んでいらっしゃる。そういう方たちを今からどうやって守り、支えていくのかということが非常に急がねばならない政策だと思っております。同僚議員の防災・減災の課題、また、病院の問題、そして、いろんなひきこもり等の課題、本当に今、八女市の課題は全くそのとおりだと思ひながら、私もきのうからの一般質問を聞かせてもらっておりますけれども、どの議員も地域を回りながら、そして市民の皆様の思いを託され、やはり議場にまたこうやって皆さん来られたのかなと思っております。

そういう中で、どうしても行政だけでは限界があるものに対しては、やはり地域住民の力と、そして、社会福祉法人、一般企業等と一緒にしたものを今後は早くにつくり上げていく必要があるのではないかと、これを提案したいと思ひますけれども、これは企画政策課

長になりますかね。今後の八女市のそういう——じゃ、市長お願いします。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

今、私が一番心配しているのは、これはどこの中山間地を持つ基礎自治体も同じだと思っ
たんですけども、こういう中山間地の集落が点在した、しかも、少人数世帯の集落の皆さん
方に、ほとんど高齢者の方ですけども、そういう方々にいかに健康で安心・安全な生活を
していただくかというのは、本当に全国的な過疎地域を持つ自治体の課題だろうと思っ
てお
りまして、実は議員も御承知かもしれませんが、たしか数年まではならないと思っ
たんですけども、高齢者にアンケートをとったことがあるんですね。特に、中山間地の高齢者にアン
ケートをとったことがありまして、その結果、私はかなりの人が手を挙げていただけるん
じゃないかなと、賛成していただけるんじゃないかなと思ったんですが、アンケートの内容
は、集合住宅にお住まいになる気はありませんかと。集合住宅にお住まいになれば、何か病
気があっても心配されなくていいし、食事も心配されなくていい、同じような年代の人と親
しく楽しく話ができて、日々暮らすことができるんじゃないかというアンケートをとったら、
希望者が全く少ないんです。それで、1つは、今、議員に例を挙げていただきました矢部の
集合住宅ですね、今、20人ぐらいお入りになっておりますが、ああいう集合住宅をつくって、
そして、集団生活をしていただく。そうすると、行政も非常に支援しやすいというか、ある
いはまた民生・児童委員の皆さん方もやりやすい、福祉委員の皆さん方もやりやすい、協力
しやすいということなだけけれども、なかなかそれがアンケートの結果がそういうことなも
んだから今まで私も手をつけられないでいたわけですね。ただ最近、きょうの晩御飯に食
べるものがありません、どうしたらいいでしょうかという「市長へのはがき」が来るんですよ。
びっくりしまして、それだけお困りになっているんだなということを痛感いたしております。

それで、一つ一つこの高齢者対策、特に、中山間地の高齢者対策を解決するためには、議
員いろいろ御提案をいただいておりますけれども、いろんなことを総合的にやらないと、ご
く一部の手法だけをやっても解決になりません。

それで、やはり今問題になっているのが民生委員・児童委員の皆さん方が一番こういう地
域の中での福祉活動、高齢者対策、あるいはまた母子家庭の対策は努力してやっていたい
ている。しかし、なかなか最近はこの民生・児童委員のなり手がなくなっているという
問題もございまして。それで、国の法律で決められたことだけれども、その人員をふやすこと
ができないのか、あるいは地域によってその配置数を変えることができないのか。例えば、
1人の民生・児童委員で15世帯持っている方もいらっしゃるれば、1人で300世帯の地域を見
ている民生・児童委員の皆さんもいらっしゃるわけですね。そういうアンバランスも出てき
ておりますので、それをうまく調整しながら、そして、プラスアルファ人員をふやしていた

だく、このことを今、県と私は話をしております。先日、福祉総務課長、福祉労働部長、それから大曲副知事にもお会いしまして、過疎の状態をもう少し福祉の面で協力してやってもらわないと困ると。だから、民生・児童委員をふやしてくれと、あるいは配置の基準を考え直してくれと、こういうことを実はつい先日、10日ぐらい前になりますか、県に行って、この話をしております。これをまずぴしっと実現したいと。

何となくいけるのかなという感じを私は受けたんですけれども、行政としてはこういう一つ一つの課題を解決していかなきゃならない。ところが、今、議員おっしゃるように、大事なのはやっぱり地域なんです。地域の皆さん方がどう協力していただけるのかですね。ところが、点在している集落が15世帯あって、みんなお一人暮らしの高齢者、お二人のみの高齢者の世帯ばかりだったら、誰もそれをまとめて指導して引っ張っていく人が現実的にいないわけですね。そして、民生委員さんは遠くにいらっしゃる。そこまで行くのに20分、30分時間がかかる。そういういろんな問題がこの中山間地を中心とした高齢者対策についてはございますので、今、その問題について私どももしっかり議員の皆さんからも御指摘、御指導をいただいて、御提案をいただいて、それを参考にしながら、必要であれば県に、必要であれば国に話をしなきゃいかんと思っておりますので、その点はひとつ――職員の人員も縮減しているんです。しかし、需要はどんどん複雑多岐に広がっている。ですから、職員もある面では大変厳しい環境にありますけれども、しかしながら、働き方改革の制度あたりも出てきますし、だんだん規制がかかってきますので、そのあたりも含めて、あわせて今後十分検討し、また、少しでも議員の皆さん方の提案に応えられるように努力していきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

今、市長がおっしゃったように、特に、私は何回も議場で質問をさせてもらった一つに、保健師の配置ですね、保健師の皆さんを各支所に配置していただいて、私も今回、八女市中を回らせていただきましたけれども、やっぱり現場に行く、そこに答えがあるというのは改めて実感をいたしました。それで、保健師の方たちというのは、一般的な事務ももちろん必要でしょうけれども、基本的にはどう仕事をすみ分けていくのか。やはり民生委員さんのなり手が無いといっても、今回、民生委員さんの改選で、11月に新たな民生委員さんをちゃんと集めなくてはならないと、区長さんたちも今、本当に大変な思いで探していらっしゃいます。そういう中で、区長さんも大変だろうというのは私も日ごろから常に思っておりますけれども、また、民生委員さんもこの高齢化の進む中で、そういった見守りを初め、今からそれにプラス、各支所には包括支援センターがございます。いろんな相談業務を扱っていますけれども、そういった人たちが現場に行き、そこにある現場の悩みを政策として上げていく、そういう時代ではないかなというのは一つの提案でございますけれども、特に、各支所

にある包括支援センターが、例えばアウトリーチ、訪問型、総合相談窓口ではあるけれども、現場に行って、会っていらっしゃるのかどうか。どうしてもその部分がまだ私も見えておりませんし、行政がどのような指導をしていらっしゃるかわかりませんが、やっぱり現場に行かないと、見ないと、どれだけ高齢者の方が困っていらっしゃるのかわからない。そして、顔を見たときに、この方は既に認知症じゃないかなというのは、専門職である保健師はわかるわけです。ですから、そういう総合力、そして、地域の人たちがどう今から八女市の地域づくりに一緒になってやっていくのかという時代が来ているような気がいたします。

私も長峰校区に住んでおりますけれども、まちづくり協議会に交付金が私の校区では約940千円ほど交付されております。それをいろんな部会、青少年育成部会だったり、健康推進部会だったりということで、地域の方がいろんな形で世話をさせていただいております。しかし、そういったこともしかり、いろんな補助金や交付金をいただきながら、例えば、環境保全の課題、そういったことも含めても、やはりそれに携わる方も同じような顔ぶれだったり、やはりそういう環境保全で水路を掃除する、田植え前にそういったことをやる人たちも高齢化をしている。決してそれが中山間地だけではなくて、私たちの住んでいる平たん地であってもいろんな課題はございます。でしたら、やはり現場を知ること。昨日もひきこもりのことがあり、本当に元事務次官の方が自分の子どもを殺さなくてはいけないという、これほどの苦しみがあるのでしょうか。八女市には500人ぐらいということと同僚議員がおっしゃっていましたが、それはそうかもしれません。でも、そういったのはなかなか言えるものではありません。やはりそこにアウトリーチする、そういった人たちとの信頼関係の中に、実はこういう悩みがありますとか、実は息子がと。8050、それが今、6030です。だんだんそれが若くなってきております。そういった実態を把握するためには、どうしても行政の方の顔が見える、そういうことを今からやっていくことによって地域社会のあり方、地域の住民も協力していかなくてはいけないという、まさに行政と地域が一体となっていく、そういう地域づくりをやっていかなければ、今からの八女市、先ほど申しました八女市の人口動態にしても、2060年には約3万人台になっていきます。今、自主財源が約39%と聞いておりますけど、生産性人口が減っていけば、もっともつと財源も厳しくなっていくと思っております。

そういうことを中心に、ぜひ健康福祉部長にお願いしたいんですけれども、やはり今後の保健師のアウトリーチ的な業務のあり方、そして、各支所にある包括支援センターがどんどん家庭に入り、そして、住民の方と意見交換して、そういったものを政策として上げていく、そういうものをより急いでつくり上げていただきたいと思っておりますけど、この点に関して御答弁をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（白坂正彦君）

三角議員の質問で健康福祉部に関して、保健師の派遣の問題であったり、あるいはアウトリーチを基本とした地域での包括的な支援の体制をどう考えるかということでの御質問かと思えます。

保健師の派遣等につきましては、人事の問題もございますので、私のほうからの答弁を控えさせていただきたいと思っておりますけど、やはり地域において、保健師の活動といたしますか、そういったものは本当に必要かと思っております。保健師につきましては、それぞれの地域包括ケアシステムの中でも配置をされてあって、その中に社会福祉士がいらっしやったり、保健師がいらっしやったりというところがあります。私たちの八女地域の包括の中でも、そういった中での人材を委託して配置していただいているような状況もございますので、今言われるように、課題は重なり合って複雑多様化しております。高齢者の問題があつて、その家庭には若い人のひきこもりの問題があつたり、しょうがい者の方がいらっしやったり、いろいろ複雑多様化している問題がありますので、そういったのを縦割り行政としての支援ではなくて包括的にしていく、そういったことが今求められているのではないかなと思っております。

その一つの手だてとしまして、今、ひきこもり支援、そして、生活困窮者自立支援事業も使いながら事業をやっている一方、まるごとサポーターということで社会福祉協議会に委託しながら事業を進めているところがございまして、具体的に申しますと、そのまるごとサポーターというのは、社会福祉士、あるいは社会福祉協議会の中の職員ではございまして、在宅を中心とした職員でございまして、本当に地域のことがわかって、そこを包括であつたり、あるいはしょうがい者であつたらリーベルのほうにつなぐとか、そういったふうな環境づくりをしていこうと思っております。

また、包括に関しましてですけど、民生委員・児童委員とあわせまして福祉委員を設置することによって網の目状態にしながら、地域の支え役ということになっていきたい。その担い手を社会福祉協議会に今お願いをしているような状況がございまして、そういったところで、推進体制をより具体化していこうということで今しておりますので、社会福祉協議会、そして、それをバックアップするのが行政でございまして、行政としっかり手を組みながら、関係機関と連携をとって進めていきたいと考えている次第でございまして。

以上です。

○16番（三角真弓君）

私はたまたま今年度から隣組長をさせてもらっておりますけれども、そういう隣組というのは十何世帯ぐらい――若干の差があるかなとは思いますが、そういう最小単位として、その隣組で地域づくりができないものかというのは常日ごろ思っております。そこには回覧板を回したり、広報を配ったりしながら対話もできますし、おばあちゃんがひとり、おじい

ちゃんがひとりだったり、そういったいざという災害のときも、そこでの手助けというのは本当に最小の単位として、そういったものの積み上げとしての一つの地域づくりだと思うので、共生社会の一つのあり方としては、そういう隣組単位というのが大事ではないかなということもまちづくりの中に提案をさせていただきたいと思っております。

そういうことで、ぜひ地域力、そして、今からはどうしても行政に全てを委ねる時代ではないということ。それをやっていく中で、やっぱり最近ではPTAにも入らないという御家庭もいらっしゃいますけれども、本当にそういう疎遠、今、地縁、血縁が薄い地域だからこそ、やはりそういう地域をどうつくっていくのかというのは、私たち議員も行政も一緒になって考えていくことではないかなと思っております。

次に、働き方改革ということで、行政による働き方ということで、今、本庁を中心として、先ほども新庁舎のあり方等もいろいろ議論がございました。住民が求めているものというのは、住みなれた地域で、そして、よければ支所に行けばある程度のことが終わることができる。私はある中山間地の方とお話をしていたときに、その方が食生活改善推進協議会のメンバーの方でしたけど、本庁まで行くのは大変だから、委任状をかなり預かっていっていますと。そいけん、全て本庁でやらなくてはならないことではないと思うんですね。やはりそれぞれの地域でとりまとめ、それを総合的に本庁としては統括していく必要があると思うんですけれども、今、人的な配置も含め、各部各課、各支所等の人的配置というのを決めていかれるものは何を一番に考えられて人的配置をされているのか、そして、全体の仕事の業務量のうち、本庁がどれくらいの業務量になっているのか、その割合。わからなければいいんですけど、人的な配置はどういうことを考慮しながら、現場を見て、地域を見て、そして人的な配置をされているのか、その点をお尋ねいたします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

職員の人員配置をどういう視点で組んでいるのかというお尋ねだと思いますけれども、やはり第一は、それぞれの業務量に応じて必要な人員をそれぞれの部署に確保していくということが一番でございます。

お尋ねの支所に関しましては、やはり支所で一定の手続関係は全て完了するような形で現在組織を置いておりますので、その支所で手続が完結をするようなところをまず第一に置いて、それに必要な人員を置くという形でしているところでございます。

それと、本庁と支所の割合につきましては、ちょっとなかなか難しいところですので、そのあたりはお答えがしづらいので、御了承願いたいと思います。

○16番（三角真弓君）

今回、部及び支所ごとの時間外勤務の状況ということで数を出していただいております。

皆さんのタブレットにも配信されていると思いますけど、時間外勤務の年度合計、平成29年度で5万18時間、平成30年度は災害があったということで5万3,263時間ということになっております。これを金額に直していただくと幾らになるんでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

平成30年度の5万3,263時間、これについての時間外手当の金額といたしましては121,500千円程度でございます。（「平成29年度と両方です」と呼ぶ者あり）

失礼しました。平成29年度につきましては114,350千円程度でございます。

○16番（三角真弓君）

今、働き方改革ということで、長時間労働に対しては罰則という方向になってきております。八女市の職員の方は時間外勤務の上限というのは、1カ月何時間という決まり、1年何時間という決まり、どのようになっているんでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

時間外勤務につきましては、現在しておりますのが月に30時間を原則としております。30時間を超える場合には所属課長と人事課と職員団体に情報の共有をして、今後どのようにやっていくのかという協議をして、可能な限り縮減をしていく方向で努力しているところでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

今からの財政が厳しい中で、時間外勤務に対する金額が多いとか少ないとか、そういう感覚ではなくて、人的な配置によって少しでも時間外を減らすことで職員の皆さんが健康で豊かな生活ができるのではないかと、そういう部分も考えて発言しているつもりであります。

例えば、月30時間という上限があって、その職員の中には、それ以上に仕事をしなければ間に合わない、終わらないということで、この手当を受けない、そういう時間外での労働をされているような職員はいらっしゃるんでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お尋ねのことにつきましては、財政を気にしてということですか。（「いいえ、30時間以上を」と呼ぶ者あり）30時間以上になるのを避けるためにサービス残業をしている職員がいるのではないかとということですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

人事課としては、そのあたりは把握はしておりませんので、あくまでも必要な分だけの時間外をしていると考えております。

ただ、庁舎に残っている職員というものについては把握をしておりますけれども、こちら

については、自主的に調べ物をしたりとか業務以外のことで残っている職員もおりますので、そのあたりについては詳細な調査は行っていないところでございます。

○16番（三角真弓君）

この時間外勤務の状況では、支所関係も結構時間外が思った以上にあるのかなと思っておりますけれども、これはいろんな地域のイベントですね、こういったことによく職員の方は出ていらっしゃるんですけど、そういうことも含まれているのでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

支所の時間外勤務の主なものとしたしましては、そういったイベント関係の事務が総務課関係のほうで上がってきております。また、産業経済のほうにつきましては、やはり実際の事業とか、そのあたりの対応、観光部門についても、やはりそういう祭り対応、そういったところですね。あと、建設部門については、やはり事業関係の部門で残業が上がってきているという状況でございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

先ほど30時間以上、要するにサービス残業という言葉は使いにくいんですけども、民間と行政との働き方というのは同じようにいかない面もあるでしょうし、そういう条例を定めた中で、職員の皆さんの範囲の中できちんとしたことでやっていらっしゃるというのは重々わかっておりますけれども、30時間以上、全く時間外はつかなくてしている職員がいるかないのか、そういった人たちが本当に健康を害していくことがないのかということをお私心配しております。

それと、やはり人的な配置で、例えば、本庁の中には中山間地あたりから本庁に来ていらっしゃる方も結構いらっしゃいますし、通勤手当だけでも30,000千円以上はかかっている。そういうことを全て考慮した場合、今後の、ある面では両方、職員の健康も大事です。本当に豊かな生活、そういったことがあって初めて市民へのサービスができるということも考えますけれども、将来の八女市の財政がどうなっていくのかということもやはり一緒に考える必要があるかなと思っております。

関連の質問になるんですけども、将来の財政力、要するに2060年、約30年後には人口が半分近くまでとはなりませんけれども、約3万人台になってきます。そういうことを考えたときに、財政課長にお尋ねをいたしますけど、財政力を見る財政力指数、これは1を超える余裕があると言われております。直近のいいです。今の財政力指数、それと、経済収支比率、これは少ないほどいい、健全化だということ。そして、将来負担比率、人口1人当たりの地方債の現在高、この3点の直近の状況をお願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

財政力指数の推移ということでございますので、直近でということですので、平成29年度の決算ベースでいきますと0.39ということになっております。あとは経常収支比率ですね、そちらのほうが平成29年度で93.7ポイントになっております。あと、地方債の残高の関係でございしますが、決算ベースで平成29年度末で27,019,000千円となっております、これは人口1人あたりに換算しますと約420千円というところでございます。

あと、将来負担比率ということでお尋ねになっておりますが、こちらのほうは本市の場合は基金や地方債残高などに対する交付税算入見込みのほうが大きいことによって、実質的には将来負担額はマイナスということになっておりますので、数値化はできておりませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

そしたら、人事課長にお尋ねいたしますけれども、人件費、物件費の一部は嘱託、また、臨時職員の金額が入っておりますけど、人口1人当たりの人件費、物件費の決算額ですね、割合、わかれば。わからなければいいですけど。それと、給与水準、国との比較、ラスパイレス指数ですね、この2つの点、わかればお願いいたします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

単に物件費でいきますと、平成30年度で人口1人当たり79千円ということになっております。実際の嘱託・臨時職員の金額は手元にありますけれども、人口1人当たりがございませんので、総額のほうはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それと、ラスパイレス指数につきましては、101.1でございます。これは平成30年、それと平成29年とも同じ数値でございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

今を見ると、経常収支比率が若干硬直化をされていていなという感じでございますけど、あとはそんなに厳しい財政状態ではないという判断ではないかと思えます。要するに財政調整基金ですね、これが一般会計へ、少しずつでも——この財政調整基金の推移ですね、これが過去最高で幾らあったのか、そして、それが今幾らになっているのか、その点をお願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

財政調整基金の残高の推移につきましては、ピーク時が平成27年度末の決算ベースとなりますが、こちらは約12,454,000千円ということでございますが、直近の平成29年度末の残高が10,895,000千円となっておりますので、ピーク時に比べると1,560,000千円ほど減少している状況となっております。

○議長（角田恵一君）

三角議員にお願いいたします。通告項目に基づく形の中で質問をお願いしたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○16番（三角真弓君）

今のは、要するに時間外労働が占める割合を少しでも減らしていく中で、健全なる財政を運営して行ってほしいという、その裏づけとして聞かせていただきました。

平成27年度、平成29年度ベースで基金が減っていくということであれば、将来もふえることよりも減り続けるであろうということであれば、人的配置を考える。そして、民営化できるものは民営化する。そして、そういう時間外をみんなで協力し合うような体制づくり等を考えていく中で、市長がいつもおっしゃる負の遺産を将来に残さない、こういうことも考えていく必要があるのではないかと考えております。そうしないと、今、35%の高齢化率です。そして、せんだっての一般質問にもあったように、基幹産業の後継問題もございます。そういうことを考えたときに、今、ある程度の推移でいっている財政力のあるときから、もちろん市長は非常にそこら辺は気を使ってかじ取りをしていただいているというのはこの数字に出ておりますけれども、これが20年、30年先どうなっていくのかということをやっぱり心配していると言うとちょっとオーバーですけれども、そこを考えたときに、少しでも無駄なものを排していかなければ、先ほど申しましたように、中山間地の、市長がおっしゃった食べるものがない。確かに買い物に行けない、病院に行けないという高齢者の方たちのどうか急いでしなくちゃならない課題はまだ山積しております。それを今具体的にこれとこれとこれということを私は申し上げるわけにはいきませんし、先ほど健康福祉部長のほうにお願いしたように、やっぱり下からボトムアップとして政策を上げていただきたいということもございます。

やはりそういう面も含めて、財政、これは本当に市長の、例えば、先ほどの公立八女総合病院もしかり、今回、中部の起工式もございました。西部の問題もございます。そういった一部事務組合を初めとするいろんな市民の生活に直に影響するものはどうしても出費をしなくてはなりません。ですから、そういうことを考えた中で、少しでも財政が硬直化していかないようにするために、そして、本当に時間外の上限以上に働いている職員がいないのか、そういう目線で、今回、松崎副市長がお見えになりましたので、ぜひ各地域、支所を回っていただいて、市民と職員の皆さんとの意見の交換、これは私の要望でございます。

私は、こういうことを言うとなんですけれども、ちょっと話が長くなって、いつもしゃべり過ぎだと言われておりますけど、「下町ロケット」というドラマがありまして、私はすごく感銘を受けました。ロケットの一部の部品をつくるのに、阿部寛扮する下町にある佃製作所の所長が従業員と本当に議論し合って物をつくり上げていく、私はそれを八女市のトップの三田村市長にこの佃製作所の所長の姿を重ね合わせて見させていただいたんですね。こういう形が本当になっていくと、二元代表制であり、本当に地域共生社会がつくられていくんじゃないかということもありまして、今回、副市長が新たに県からおいでになりましたので、本当にこの広い広い地域、中山間地の現場というのにぜひ足を運んでいただきたいと思っておりますけど、その点どうでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

私もずっと八女に住んでから、これまで過ごさせてきていただいております。小さいときから矢部にも星野にも行かせてもらったことがありますし、八女の地のよさをしっかりわかっておるつもりです。住民サービスをいかに落とさずに財政事情を整えながらやっていくことは行政側の永遠のテーマだと思います。それぞれ職員皆で力を合わせながら、アイデアを出しながら、よりよい市政に進んでいくように進めさせていただきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

まとめに入りたいと思っております。

最後に、これは地域振興課長にぜひお願いしたいんですけれども、これは提案でございます。1つは、これはインターネットで調べたんですけど、鹿児島県鹿屋市というところに、住民、行政、社会福祉法人、一般企業等と多くの機関が連携した社会福祉法人がやっているドライブサロン事業というのがございます。これは地域住民たちの声を聞いて、生ものが買えない、そういったことで週に1回だけ、毎週水曜日にバスが走っております。それを利用して買い物、病院等に行かれながら、非常に元気で健康寿命を延ばすような事業をやられております。ぜひこれは八女市でも使える事業ではないかと思っております。これをひとつ提案させていただきたいと思っております。鹿児島県の鹿屋市の高隈地区というところでございます。

そして最後に、これは人事担当の課長初め、部長、市長にお願いをいたします。

今、人事担当者間で注目を集めているキーワードというのは、ワークエンゲージメントという言葉だそうです。ワークエンゲージメント、なかなか私もなれない言葉ですけど、1つは、仕事に誇りややりがいを感じている熱意、2つ目に、仕事に熱心に取り組んでいる没頭、3つ目に、仕事から活力を得て生き生きしている活力、これがそろった状態を言うそうです。このように、私も行政や地域住民の方が力を合わせてそのような共生社会をつくるためには、ぜひ職員の方々が元気で、やはりやりがいを持って、もちろんそのように今頑張っていらっしゃると思っておりますけれども、そのようなことを最後に提案いたしまして、一

般質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 55 分 延会